

官報

平成十九年二月二十日

○第百六十六回 衆議院會議録 第七号

平成十九年二月二十日(火曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

永年在職の議員白井日出男君及び太田誠一君に對し、院議をもつて功勞を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長發議) 国家公安委員會委員長任命につき同意を求めるの件

公益認定等委員會委員長任命につき同意を求めるの件 労働保險審査委員會委員長任命につき同意を求めるの件

中央社會保險医療協議會委員長任命につき同意を求めるの件

航空・鐵道事故調查委員會委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

公職選舉法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選舉法改正に関する特別委員長提出)

尾身財務大臣の平成十九年度における財政運営のための公債の發行の特例等に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明並びに管総務大臣の平成十九年度地方財政計画についての發言並びに地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明並びに質疑

午後一時三十分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

○永年在職議員の表彰の件

本院議員として在職二十五年に達せられました白井日出男君及び太田誠一君に對し、先例により、院議をもつてその功勞を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗讀いたします。

議員白井日出男君は衆議院議員に當選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

議員太田誠一君は衆議院議員に當選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められたよつて衆議院は君が永年の功勞を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(河野洋平君) この際、白井日出男君及び太田誠一君から發言を求められております。順次これを許します。白井日出男君。

〔白井日出男君登壇〕

○白井日出男君 このたび、院議をもつて永年在職議員の表彰の榮を賜りましたことは、議會人としてまことに光榮に存じます。

これもひとえに、先輩、同僚の皆様方の御指導のたまものと厚く御礼申し上げます。また、昭和五十五年の初當選以來、変わらぬ御支援をくださりました地元千葉県民の皆様はもとより、身近で政治活動を支えてくださった支持者の皆様や友人の温かい励ましと御協力により、今日まで議員を続けることができましたことを衷心より感謝申し上げます。

〔拍手〕

二十八年前に政治家を志して以来今日まで、みずからの政治姿勢をもつて政治家としての基本を私に示してくれた父白井莊一を目標としてまいりました。私は、常に父から受け継いだ政治信条である、「まず己を正し、真面目に働く者が正しく報われ、恵まれない人々が国の力で確かに救われる社會づくり」にみずからを照らし合わせて、おのれを律し、政治活動が続けてまいりました。

二十五年の議員生活の中でも、国防のかねめである自衛隊を擁する防衛庁の長官、法の整備や法秩序の維持によつて国民の權利を守る法務省の長である法務大臣の要職につき、日本国民の安心、安全のために力を尽くすことができたことは望外の喜びであります。

〔拍手〕

特に、長年の懸案であつた防衛庁の省昇格が成つたこの年に表彰を受けることができたことは、感激の至りであります。

さて、我が国は、二十一世紀に至り、新たに二つの大きな課題を持つこととなりました。その一つは、日本の縮みをいかに克服し、国力を維持発展させるかであり、いま一つは、地球レベルの環境問題をいかに解決し、地球環境保全と人類の生存を守っていくかであります。

今、日本には一部に將來への不安と閉塞感がありますが、これを払拭し、日本ほど恵まれている国家はないという誇りと自信をすべての国民が持てるようにすることが私たち国会議員の責務であります。

また、世界の中の日本という意識を持ち、國際社會の一員として、時には先頭に立つて環境問題を初めとしたあらゆる分野で日本が重要な役割を担つていかなければならないと思います。

私は、これからも常に初心に立ち返り、厳しい政治課題に對して全力で挑戦してまいりたいと存じます。

今後とも、議員各位の一層の御指導、御叱正を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 太田誠一君。

〔太田誠一君登壇〕

○太田誠一君 ただいま、先輩同僚議員各位より、院議をもつて永年在職の表彰を賜りました。まことにありがとうございます。(拍手)

この榮譽に浴することができたのは、地元福岡都市圏の有権者の皆様方、ともすれば波風を立てることの多かった私でございますが、大変広い心で包容をしてくださつたこと、そして、福岡そして東京の後援会の皆様方が何事があつても温かく支えてくださったこと、そしてまた、私事にわたりますが、家族、親族、事務所スタッフが私にかわつて苦勞を背負つてくれたことによるものであります。先輩同僚議員各位の皆様方初め、大変長くお支えをいただきました皆様方に、心から改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

私は、終戦の年の十月生まれてございます。ぎりぎり戦後の生まれでございます。安倍晋三総理も戦後生まれでございますが、ぎりぎり私も戦後の生まれでございます。私どもは、ともすれば戦前、戦後ということにこだわるわけでございます

が、どうしてそういう区分にこだわるのかとい
ますと、いまだ私たちは太平洋戦争の総括とい
ことを終わっていないということではないでしょ
うか。

太平洋戦争に至る道は、後で思えば狂気のさ
たというほかないわけであります。これを国の統
治、国のガバナンスという角度から総括すると
すれば、当時の陸軍省、海軍省初め行政の各省は
ばらばらに分立割拠して、内閣が一体となつ
て一元的に物事を決定することができない状態
だったとされております。

各省の分立割拠が国を破綻させるということが
どうしても私の頭を離れなかつたのであります
が、行政改革担当大臣を拝命いたしました一九九
八年、中央省庁再編を中心とする十七本の法律を
立案する際に私が執着をいたしましたのは、内閣
が実際に一元的に物事を決定し、総理大臣が各省
を一体のものとして指揮するということができな
いものかということでありました。

そのため、行政の長として総理大臣が持つべ
きリーダーシップ、そのリーダーシップの正し
さ、正当性が明らかになるように、内閣法の一
と二条を書きかえました。さらにこれを補強する
ために、幾たびにも及ぶ閣議決定を積み重ねた
のであります。

もう一つは、行政の各省は、従来から特殊法
人や特別会計という道具立てを使って、めいめ
が野方図に借り入れをふやし、肥大化し、必然
に今日の財政危機がもたらされたと言われてお
ります。このプロセスは、どこか太平洋戦争に至
る道筋に通じるところがあるように思えてなり
ません。

そこで、自由民主党の行革本部長を拝命いた
しました二〇〇一年、特殊法人全体を一気に整理
する法律を与党の議員提案として出し、成立させ
ていただきました。この法律が根拠となつて、そ
後の道路四公団や政策金融機関の改革に道が開
れたと自負をいたしております。(拍手)

また、一昨年、自由民主党の特別会計改革の責
任者としていただきました。三十一あった特別会
計を統合的に運用する案をまとめたが、その
案は、そのまま昨年成立した行革推進法の中心部
分としていただきました。また、これから提案さ
れる法律にもなっております。

こうして積み上げた改革のための立法でありま
すが、なお十分なものとは言えないのでありま
す。山登りで言えば、三合目といったところであ
ります。行政の各省の分立割拠を克服するには、
さらに一層大きな一歩を踏み出さなければなら
ないと考えております。

しかし、それにしても一定の成果を上げること
ができましたのは、心の広い、感性のすぐれた先
輩同僚各位がかなめの場所にそれぞれおられたか
らであります。少数ではあるけれども、勇気と情
熱を持った同志議員の皆様の協力があったからで
あります。そしてまた、改革の対象といたしまし
たほかならぬ各省の担当官の皆さんが、私どもと
の激しい討論を経て、その主張を受け入れた後
においては、むしろ果敢に根回しに動いていたこと
によります。

私どものこの政治、行政の場合は、みずから問題
を解決する力というのを潜在的には持っているの
であります。どこかで心の切りかえができさえす
れば、この国を襲おうとしておる大きな困難に立
ち向かうことができるのではないかと、このように
考えております。

人口の急速な減少、途方もない国の負債、近隣
諸国との緊張関係、自分さえよければという生き
方に走りばらばらになりがちなる人の心、普通なら
ば克服できない困難ばかりであります。しかし、
ひるむことなく、お互いに頑張ろうではありませ
んか。どうかこれからもよろしく願っていたしま
す。

ありがとうございました。(拍手)

国家公安委員会委員任命につき同意を求める
の件

公益認定等委員会委員任命につき同意を求め
るの件
労働保険審査委員会委員任命につき同意を求め
るの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意
を求めるの件
航空・鉄道事故調査委員会委員長及び同委員
任命につき同意を求めるの件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

内閣から、

国家公安委員会委員

公益認定等委員会委員

労働保険審査委員会委員

中央社会保険医療協議会委員

及び

航空・鉄道事故調査委員会委員長及び同委員に
次の諸君を任命することについて、それぞれ本院
の同意を得たことと申し出がおります。

内閣からの申し出中、

まず、

国家公安委員会委員に長谷川眞理子君を、

公益認定等委員会委員に大内俊身君、佐竹正幸
君、池田守男君、袖井孝子君、出口正之君及び時
枝孝子君を、

労働保険審査委員会委員に坂本由喜子君及び平岡昌
和君を、

中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君、白
石小百合君及び前田雅英君を、

航空・鉄道事故調査委員会委員長に後藤昇弘君
を、

同委員に首藤由紀君及び松尾亜紀子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、いずれも同意を与えることに決まりまし
た。

次に、
公益認定等委員会委員に水野忠恒君を、
航空・鉄道事故調査委員会委員に遠藤信介君及
び楠木行雄君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与
えるに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よつて、いずれ
も同意を与えることに決まりました。

○議長(河野洋平君) 御報告することがありま
す。

永年在職議員として表彰された元議員細田吉藏
君は、去る十一日逝去されました。まことに哀悼
痛惜の至りにたえません。

細田吉藏君に対する弔詞は、議長において去る
十六日既に贈呈いたしております。これを朗読い
たします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議
をもつてその功勞を表彰され、さきに運輸委員
長、議院運営委員長、日本国有鉄道改革に関す
る特別委員長等の要職につき、またしばしば国
務大臣の重任にあたられた正三位勲一等
細田吉藏君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞を
ささげます

○加藤勝信君 議案上程に関する緊急動議を提出
いたします。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特
別委員長提出、公職選挙法の一部を改正する法律
案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、そ
の審議を進められることを望みます。

○議長(河野洋平君) 加藤勝信君の動議に御異議
ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○議長(河野洋平君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君。

公職選挙法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔今井宏君登壇〕

○今井宏君 たいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

地方選挙においては、現行法上、選挙運動のために頒布できる文書図画は、通常はがきのみが認められております。

本案は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、国政選挙と同様に、選挙運動用のビラの頒布を認めようとするものであります。

第一に、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとし、その枚数について定めるものとしております。

第二に、ビラの作成費用については、任意的選挙公営制度として、都道府県知事及び市長の選挙においては、それぞれ条例で定めるところにより、無料とすることができるといたしております。

なお、本案は平成十九年三月二十二日から施行するものとし、施行日以後告示される地方公共団体の長の選挙について適用することとしたしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきまますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明並びに国務大臣の発言(平成十九年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を財務大臣から求め、平成十九年度地方財政計画についての発言並びに内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を総務大臣から求めます。財務大臣尾身幸次君。

〔国務大臣尾身幸次君登壇〕
○国務大臣(尾身幸次君) たいま議題となりました平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案について御説明申し上げます。

平成十九年度予算においては、税収が増加する中においても、徹底した歳出削減方針を貫き、多くの経費を平成十八年度当初予算より減額し、一般歳出の増加をできる限り抑制いたしました。

この結果、新規国債発行額について、平成十八年度当初予算に比べ、過去最大の四兆五千四百十億円の減額を実現しましたが、我が国の財政状況は引き続き厳しい状況となっており、特例公債の発行等の措置を講ずることが必要であります。

本法は、厳しい財政事情のもと、平成十九年度の財政運営を適切に行うため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る負担の特例に関する措置を定めるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成十九年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、財政法第四十一条ただし書きの規定による公債のほか、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で公債を発行することができることとするなどの特例措置を定めております。

第二に、平成十九年度において、国民年金事業、厚生年金保険事業及び国家公務員共済組合の事務の執行に要する費用に係る国等の負担を抑制するため、国民年金法、特別会計に関する法律及び国家公務員共済組合法の特例を設けることとしております。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本法は、現下の経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向け、減価償却制度、中小企業関係税制、住宅・土地税制、組織再編税制、信託税制、納税環境整備等につき所要の措置を講ずるものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、我が国経済の成長基盤を整備し、国際的なイノベーションを確保する観点から、減価償却制度の抜本的見直しに係る所要の改正を行うこととしております。

第二に、中小企業関係税制について、中小企業の財務基盤の強化を図るため、特定同族会社の留保金課税制度の適用対象から資本金一億円以下の中小法人を除外する等の見直しを行うこととしております。

第三に、住宅・土地税制について、税源移譲に伴い住宅ローン減税制度の政策効果の少なくなる中低所得者に配慮して、その控除期間の延長等の特例を創設するとともに、住宅のバリアフリー改修促進税制の創設等を行うこととしております。

第四に、組織再編税制について、会社法により三角合併が可能とされることに伴い、親法人株式を対価として交付する場合にも課税繰り延べが認められるよう、適格合併の要件を見直すこととしております。また、信託税制については、新信託法による新たな信託類型等に対応した税制を整備することとしております。

第五に、納税環境整備として、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度の創設等を行うこととしております。

その他、所得税の寄附金控除の控除対象限度額の引き上げ、企業の子育て支援に係る特例の創設、移転価格税制に係る納税猶予制度の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例の一年延長を行うこととしております。

また、農用地利用集積準備金制度の廃止等、既存の特例措置の整理合理化を図るとともに、住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等の期限の到来する特別措置について、その適用期限を延長するなど所要の措置を講ずることとしております。

平成十九年二月二十日 衆議院會議録第七号

○議長(河野洋平君) 総務大臣菅義偉君。

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣(菅義偉君) 平成十九年度地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

まず、平成十九年度地方財政計画の概要について御説明申し上げます。

極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、基本方針二〇〇六に沿って、歳出全般にわたり見直しを行い、その抑制に努めております。一方、地方交付税の現行法定率分を堅持しつつ、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保することを基本としております。

また、地方財政の健全化に資するため、交付税特別会計の新規借入を行わないこととし、既往の借入金について計画的な償還を行うこととしております。

その上で、引き続き生じる財源不足については、特例地方債の発行等により補てんすることとし、地方財政の運営に支障が生じないようにしております。

以上の方針のもとに、平成十九年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は八十三兆二千二百六十一億円となり、前年度に比べ二百四十七億円の減となっております。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の適用期限の延長、高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税の減額措置の創設、電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置の見直しを行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、信託法の制定に伴う所要の規定の整備等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

菅総務大臣の平成十九年度地方財政計画についての発言及び地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に関する法律案外一案の趣旨説明に対する御法川信英君の質疑

平成十九年 四

まず、平成十九年度分の地方交付税の総額につきましては、十五兆二千二百七億円を確保するとともに、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金、償還方法を変更し、あわせて、地方交付税の算定方法を簡素化するとともに、単位費用の改定を行うほか、政府資金等の繰り上げ償還に伴う補償金の免除措置の創設、地方特例交付金の拡充、地方公務員共済組合の事務に要する費用に係る地方公共団体の負担の特例措置の延長等を図るため、関係法律の改正を行うこととしております。

以上が、地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出)及び所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明並びに国務大臣の発言(平成十九年度地方財政計画について)並びに地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明及び発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。御法川信英君。

(御法川信英君登壇)

○御法川信英君 自由民主党の御法川信英であります。

私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案に対し、安倍総理大臣並びに尾身財務大臣に質問をいたします。(拍手)

まず、いわゆる特例公債法案についてお尋ねをいたします。

平成十九年度予算案においては、税収が増加する一方で徹底した歳出削減方針を貫き、多くの経費を前年度当初予算より減額し、一般歳出の増加をできる限り抑制しております。まず、平成十九年度予算案において、具体的にどのような歳出削減をしているのか、財務大臣よりお聞かせください。

また、こうした削減努力の結果、新規国債発行額について、約四兆五千億円という対前年度比で過去最大の減額幅を実現いたしました。我が国の財政が依然として厳しい状況にあるという事実は何ら変わっておりません。平成六年度以降、特例公債の発行がほぼ恒常化している中、家計に例えると、年間の支出の四割近くが借金によって賄われている状況であり、国の財政運営にとつては大変に危機的な状況であると考えます。

加えて、戦後最長の景気回復が続いているとはいいますが、財政の硬直化の是正が進んでいないことは、将来起こり得る景気の後退局面における財政の弾力性の必要性にかんがみても、甚だ心もとない状況であると言わざるを得ません。そこで、このように毎年、特例公債を発行しなければならぬ状況を、国家財政の基本原則を定めた財政法上の基本精神に照らし、どのようにお考えになられるのか、財務大臣の見解をお伺いいたします。

次に、今後の財政運営について伺います。

このような特例公債の発行は、間違いなく、将来の世代に負担を先送りしております。国民の財政赤字に対する関心も非常に高まっており、財政健全化に向けたさまざまな目標が掲げられ、活発な議論が随所で行われております。

そこで、財務大臣に伺います。基礎的財政収支の黒字化や債務残高対GDP比の引き下げに向けた今後の財政運営について、その計画や方針を国民に明確に御説明ください。

次に、国債の適切な管理についてお尋ねをいたします。

新規国債発行額が対前年度比で過去最大の減額幅であったとはいえ、過去に発行した国債の借りかえのための借換債の発行予定額が本年度においても約百兆円あるなど、大量の国債を発行しなければならぬ状況はいまだ続いております。現在、我が国の長期債務残高は、平成十八年度末においても対GDP比一五〇〇程度となる見込みであるなど、他のOECD諸国との比較においても極めて異常な状態にあると言わざるを得ません。国債金利の動向は、金融市場の動向のみならず、国民経済全般に大きな影響を持っております。今後大量の国債発行が見込まれる中、政府として、金融政策との関連も含め、どのような国債管理政策を進めていくつもりなのか、財務大臣にお伺い申し上げます。

次に、いわゆる所得税法についてお尋ねいたします。

近年、我が国の内外を取り巻く経済情勢は大きく変化をしております。このような中で、税制に求められる役割はますます増大しており、二十一世紀における社会や経済構造の変化に柔軟かつ的確に対応していくためには、中長期的な視点から総合的な税制改革を推進していくことが喫緊の課題であります。こうした税制改革の中では、まずは我が国経済の国際競争力を強化し、その活性化を図るとともに、歳入削減を徹底して実施した上で、安定した社会保障財源を確保し、それを将来世代への負担の先送りとせず実現していくことが重要であります。

こうした取り組みの一環として、平成十九年度税制改正では、経済活性化のための税制措置が講じられております。特に、約四十年ぶりと言われる減価償却制度の抜本的見直しを行うこととしていることは、我が国の成長基盤を整備する観点から、大変意義深いものと考えます。今回の税制改正がどのような形で我が国経済全体の活性化につながるのか、財務大臣の見解をお聞かせください。

また、我が国の経済の活性化を促進するために、大企業のみならず、地域経済の基盤を支える中小企業が活性化されることが大変に重要であると考えます。全企業の九九％を超える中小零細企業が元気になることが、日本の経済全体の底上げにつながります。今回の税制改正では中小企業に對しどのような措置を講じているのか、財務大臣の説明を求めます。

最後に、今後の税制改正について伺います。

経済の活性化を進めることが重要であることは今申し上げたとおりであります。同時に、我が国の厳しい財政事情のもとでは、歳出削減を進めたとしてもなお対応し切れない負担が生じてくる可能性は率直に認める必要があります。少子化、高齢化が進展し、また基礎年金の国庫負担割合の引き上げが予定されているなど、今後も社会保障費の増加が見込まれる中、持続可能な社会保障制度の構築に向けて、安定した財源の確保が重要な課題となっております。消費税を含む税制の抜本的改革をどのように進めていくのか、総理の見解をお聞かせください。

健全な財政運営と公平な税制の確立は、安倍内閣が掲げている美しい国づくりの根幹とも言うべき重要な課題であります。国民の理解と支持を得ながら、その実現のために内閣が丸となつて邁進されることを心より御期待申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御法川信英君にお答えをいたします。

税制の抜本改革についてお尋ねがありました。我が国財政は極めて厳しい状況であり、経済成長を維持しながら、国民負担の最小化を第一の目標に、歳入歳入一体改革に正面から取り組む覚悟であります。

こうした観点から、歳出削減等の改革を徹底して実施した上で、それでも対応し切れない負担増に対しては、基礎年金国庫負担割合の二分の一へ

の引き上げに要する財源を含め、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにしなければなりません。

このため、本年秋以降、本格的な議論を行い、十九年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組んでまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇)

○国務大臣(尾身幸次君) 御法川議員からの御質問についてお答えいたします。

十九年度予算案についてのお尋ねがありました。十九年度予算案においては、税収について五十三・五兆円と、七・六兆円の大増を見込んでおります。その一方で、国の政策的な経費である一般歳出については、公共事業において十八年度当初予算比三・五％の縮減を行うとともに、ODAにおいて四・〇％の縮減を行うこととしております。また、社会保障において、制度改革により二千二百億円の抑制を行うこととするなど、徹底した歳出削減方針を貫き、一般歳出を四十七・〇兆円にとどめております。これは、電源開発特別会計の仕組みの変更に伴う〇・三兆円の歳出増加を除けば、対前年度比で見ても〇・三兆円の増加にとどまっております。実質的には、税収増のほとんどを財政健全化に振り向けているということとであります。

この結果、新規国債発行額については、四・五兆円減の二十五・四兆円となり、議員御指摘のとおり、過去最大の減額幅を実現したところであります。

特例公債発行についての財政法上の考え方についてお尋ねがありました。

財政法においては、国の歳出は租税をもつて賄

うことを財政の基本原則としておりますが、公共事業のように、その受益が長期にわたるような歳出については、いわゆる建設公債を発行することが認められているところであります。

したがって、財政法は、政府に対し、少なくとも租税と建設公債による収入の範囲内に歳出を抑えるべく歳出削減に取り組むことを求めているものと考えられ、特例公債のような特別の立法措置による公債を発行せざるを得ない現下の状況は財政法上の例外に当たり、財政健全化の観点からは正していかなければならないものと考えております。

今後の財政運営についてのお尋ねがありました。

我が国の財政状況は、国、地方を合わせた長期債務残高が、平成十九年度末で対GDP比一四八％になると見込まれ、主要先進国の中で最高の水準にある一方、所得の中で、租税及び医療保険等の保険料の支払いの比率をあらわす国民負担率は、平成十九年度において三九・七％であり、主要先進国の中で実質的に最低水準にあります。

端的に申し上げれば、我が国は、債務残高が主要先進国の中で最悪の水準である反面、国民の負担をあらわす国民負担率は最低の水準ということであり、このような財政の姿について、財政制度等審議会は、中福祉・低負担というべき状態と指摘しております。

こうした状況を踏まえれば、子供や孫の世代に負担を先送りしないためにも、財政健全化に向けた取り組みを着実に進めていかなければなりません。したがって、二〇一〇年代半ばに向け、債務残高対GDP比を安定的に引き下げることを目指し、まずは、二〇一一年度までにプライマリーバランスを確実に黒字化することを目標に、歳入歳入一体改革に取り組んでまいります。

今後の国債管理政策の運営方針についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、新規国債発行額は対前年度比で過去最大の減額を実現したものの、今後とも国債の大量発行が見込まれる中、確実かつ円滑な国債の発行及び中長期的な調達コストの抑制には細心の注意を払う必要があります。

そのために、まず重要なことは、財政健全化の推進により国債に対する信託を確保していくことであり、二〇一〇年代半ばに向け、債務残高対GDP比を安定的に引き下げることを目指し、まずは、二〇一一年度までにプライマリーバランスを確実に黒字化することを目標に、歳入歳入一体改革に取り組んでいく必要があります。

その上で、市場との対話を重視しつつ、市場の二一、動向等を十分に踏まえた国債発行、国債の保有割合が低い個人や海外部門の保有促進等による保有者層の多様化、年限の長期化、多様化による将来の借りかえ需要の平準化等の債務管理の進展といった国債管理政策の適切な運営に引き続き努めてまいります。

なお、金融政策については、現在の景気回復を持続的なものとするため、経済を金融面から支えていただくことが重要と考えておりますが、具体的な金融政策運営は日銀にゆだねられており、政府がコメントすべきではないと考えております。

今回の税制改正と我が国経済の活性化についてのお尋ねがありました。

経済がグローバル化する中で、どの国に企業活動の拠点を置くかを企業が決める時代、すなわち企業が国を選ぶ時代になっていきます。そういう中で、日本という国家が企業活動の拠点として選ばれるようにするためには、税制において少なくとも国際的なイコールフットリングを確保することが重要であります。

減価償却制度については、他の先進諸国はすべて一〇〇％まで償却ができますが、日本だけは今まで九五％までしか償却ができないという仕組みとなつておりました。このため、平成十九年度税制改正において、国際的なイコールフットリングの確保や経済活性化の観点から、この仕組みを撤廃することとしております。

平成十九年二月二十日 衆議院會議録第七号

我が国経済は、企業部門の好調さが持続しており、これが家計部門へ波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれる状況にあり、こうした中で、経済活性化により企業の体質強化や競争力強化を後押しすれば、家計部門にも好影響があるものと考えられます。

すなわち、労働市場の状況を見ると、失業率は二〇〇二年度の五・四％から昨年十二月には四・一％まで改善し、有効求人倍率も一九九九年の〇・四九倍から昨年十二月には一・〇八倍まで上がったっており、企業活動の活性化により労働需給がタイトなものとなれば、賃金が上昇し、消費の拡大、さらには経済全体の活性化につながると期待しております。

中小企業に対する税制改正についてお尋ねがありました。我が国経済の発展のためにも、経済活力の源泉である中小企業が健全に発展していくような政策に力を入れていくことが極めて重要であります。こうした観点から、平成十九年度税制改正においては、主として次のような改正を行うこととしております。

まず、先ほども申し上げましたとおり、減価償却制度を抜本的に見直し、一〇〇％償却できるようにします。これは、中小企業を含めた日本の企業の競争力の強化に役立つものと考えております。

次に、留保金課税制度は、同族会社が利益を配当せず内部に留保した場合に、通常の法人税に加えて追加的に課税する制度ですが、その適用対象から中小企業を除外することにより、資本蓄積を促進します。

また、実質的な一人会社のオーナーに対する役員給与の損金算入を一部制限する制度について、会社の利益とオーナーへの給与との合計額が八百万円以下となる場合には適用除外としていたものを、中小企業活性化の観点から、これを千六百万円に引き上げます。

さらに、生前贈与を行う際に贈与税の負担が大

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外一案の趣旨説明に対する御法川信英君の質疑
平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外一案の趣旨説明に対する池田元久君の質疑

六

幅に軽減される相続時精算課税制度について、中小の同族会社の事業承継を円滑にするため、自社の株の贈与の場合に、親の年齢要件を六十五歳から六十歳に引き下げるとともに、非課税枠を五百万円に増やし、三千万円にいたします。

こうした改正により、中小企業については、平成十九年度で約千八百億円程度の減収を見込んでおり、法人と個人事業者を合わせた約二百七十万の中小企業に効果があるものと見込んでおります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 池田元久君。

(池田元久君登壇)

○池田元久君 民主党の池田元久です。ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案並びに公債発行特例法案について、民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。(拍手)

まず、安倍総理大臣に、現在大きな焦点となつています格差について、現状認識をお尋ねしたいと思ひます。

安倍総理大臣は予算委員会等で、二十代、三十代の人たちには格差が増加している傾向があるとは述べました。しかし他方、格差があると感じている人たちが地域が存在すれば、そういうところにも光を当てていくと繰り返し述べております。

極めてあいまいです。問題を正確に把握してこそ対策を立てることが出来ます。格差の存在、拡大について総理大臣の考えは一体どうなのか、端的に示していただきたいと思ひます。

安倍総理大臣は、経済が成長すれば、雇用の拡大と、非正規雇用者に正規雇用者への道を開いていく、また、格差の問題では、経済を下支えしている人たちの基盤を強化して上昇させていくと樂觀的に述べています。

果たしてそうでしょうか。成長が続けば雇用は拡大していくでしょう。しかし、非正規労働者や下支えをしている人々が取り残されることはない

のでしょうか。むしろ現実には、ここ数年、正規労働者を非正規労働者に大きく置きかえることによって、企業を中心に景気が回復してきたのではないのでしょうか。格差を軽減し、経済が成長すれば格差は解決できると幻想を振りまいてはいけないと思ひます。

安倍総理大臣の成長戦略とか上げ潮路線とか、言葉は躍っております。不明確な点もあります。どうやら減税と規制緩和で企業の競争力を高めることに重点を置いていると思われまふ。政権内部では、それを八〇年代のアメリカのレーガン政権のレーガノミクスになぞらえる者もおります。

しかし、レーガノミクスは、大規模な減税を実施したものの、成長率は期待したほど上がらず、財政再建どころか財政赤字は拡大したという結果に終わっております。

安倍総理大臣、あなたがとうとうとする政策の道筋を示していただきたい。成長なくして財政再建なしなど抽象的な表現ではなく、わかりやすく説明をしていただきたい。そして、その実現可能性もおしやうていただきたいと思ひます。

さて、所得税、住民税の定率減税が廃止されて、ことし六月から一・七兆円の負担増、増税が行われる一方、提出された法案では、減価償却制度や同族会社向け税制の見直しなど、それだけで今年度五千五百億円余りの企業優遇の減税を行うことにしています。

ここ四、五年、企業収益は上昇する一方、雇用者の報酬は総じて減少傾向にあつて、対照的に減税するというのは、租税政策としてあべこべではないですか。格差は正に逆行するのではないかと説明をしていただきたいと思ひます。

政府税調は答申で、今後の検討課題として法人税の実効税率の引き下げを真っ先にうたう一方、与党税調は大綱で、〇七年度をめどに消費税を含む税体系の抜本的な改革に取り組むとしておりま

す。日本経団連の御手洗会長は、ことし初め提言を公表しました。その中で、法人税の実効税率を一〇％程度引き下げる、その一方で、財政再建のため、消費税を二％程度引き上げることが提言されています。金額にすれば、法人税の減税に必要な財源も消費税の増収額も四兆円余りで、ほぼ同額です。消費者、国民の負担で法人税の減税を行う勘定となります。これが美しい国を目指す財界指導者の考えでしょうか。

御手洗会長は政府の経済財政諮問会議の議員です。安倍総理大臣、総理は御手洗氏の考えを支持されるのかどうか、明確な答えをいただきたいと思ひます。

また、法人税の実効税率の引き下げと消費税の引き上げについてどう考えるのか、安倍総理大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

次に、個別の問題についてお尋ねをします。上場株式の配当と譲渡益の軽減税率が一年延長されます。この軽減措置は、〇三年当時、株式市場の低迷や金融機関の不良債権問題に対応するために五年間の時限措置として導入されたもので、預貯金、債券などの利子には二〇％の税率がかかっていますが、株式の譲渡益と配当は一〇％に軽減されております。

しかし、株式市場も低迷を脱し、不良債権も大方片がついた現在、軽減措置を延長する理由はほとんどありません。金持ちほど株式保有率が高いことから、軽減税率は金持ち優遇と批判をされております。また、利子所得者は大変不公平に感じていると思ひます。自民党幹部は、延長しないと株価は絶対にはがると言つたのでありますが、これはまさにオオカミ少年のたぐいではないのでしょうか。私は、激変緩和措置を講じた上で、軽減税率は直ちに廃止すべきだと思ひます。答弁をいただきたいと思ひます。

次に、企業減税の内容を見ていきたいと思ひます。

今年度のいわば目玉である減価償却制度の見直しでは、企業の設備、建物は現行の九五%から一〇〇%まで償却が認められることになりました。しかし、一番恩恵を受けるのは、設備を多く持つ重厚長大の産業です。成長分野のソフト産業や中小企業への恩恵は少ないと見られます。その効果をどのように見込んでいるか、お伺いをしたいと思います。

一方、ベンチャー企業への投資に対する優遇税制、いわゆるエンジェル税制として、株式の譲渡益にかかる税額を半分にする特例を二年延長することや、対象となるベンチャー企業の要件を緩和することなどが盛り込まれています。しかし、九七年度に制度ができてから、エンジェル税制の対象となった会社の数は、直接株式投資で見ると九年間で八十三社にとどまっており、同様の制度を持つイギリスなどと比べて大変物足りない状況です。

そこで、私は、株式譲渡損については期限をつけずに繰越控除を認めるとともに、他の所得との損益通算を認めるなど大幅な拡充をすべきだと思います。お考えを伺いたいと思います。

次に、寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の現行三〇%から四〇%に引き上げることにしていますが、これに関連して、〇一年から創設された認定NPO法人制度について触れたいと思います。

非営利活動法人は、保健、福祉、環境保全を初め国際人道活動など、近年重要な役割を果たしています。しかし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人は、日本全国でわずか五十一が認められているだけです。私も、年末にその数の少なさに驚きました。これは、全国の都道府県で認められた二万九千九百九十九のNPO法人の〇・一七%にしかなしません。認定法人が少ない理由をどのように認識しているのか、聞きたいと思います。また、認定NPO法人となるための要件が十一

平成十九年二月二十日 衆議院会議録第七号

以上もあります。公益的活動に対する個人の寄附を促進するため、認定のハードルを下げるべきだと思います。お答えをいただきたいと思います。

そもそも、税金を集める立場の国税庁が、税収を減らすことになるNPO法人の認定権限を持つていることに無理があると思います。税の観点ではなく、NPOの公益性を十分に検討できるほかの機関に認定権限を持たせるべきだと思います。が、どうでしょうか。事柄の性質上、財務大臣ではなくて、総理大臣のお考えを伺いたいと思います。(拍手)

次に、年金についてお尋ねします。

以前、予算委員会でも、年金保険料の無駄遣いは戦後これまで、何と六・三兆円以上に上ることを明らかにいたしました。年金保険料は、九八年度から財政再建を理由に年金の事務費に充てられており、政府は〇八年から、国民年金法などを改正して、これを恒久化する方針です。年金保険料は年金給付にしか充当しないというこれまでの原則から逸脱しているわけで、財政が改善すればもとの原則に戻るのかどうか。また、事務費の節減状況を明らかにしていただきたいと思っています。

最後に、道路特定財源についてお尋ねをいたします。

政府・与党は、昨年七月閣議決定されたいわゆる骨太の方針に基づき、道路特定財源の見直しについて年内に具体案をまとめることにしています。しかし、政府・与党は、昨年十一月から十二月にかけて調整を行ったものの、具体的な結論は出せませんでした。そして、〇八年に所要の法改正を行うとして、またも問題を先送りいたしました。

この問題をめぐって、安倍総理大臣は、十一月三十日の経済財政諮問会議で、現行税率は維持しつつ、揮発油税を含めて道路特定財源を見直しの対象として改革したいと述べました。しかし、政府・与党の合意では、党内の反対に押されて、揮発油税の見直しは明記できませんでした。

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外一案の趣旨説明に対する池田元久君の質疑

安倍総理大臣、総理は、どこが骨抜きになっているのかと強弁されたようでありますが、これが先送り、骨抜きでなくて何でしょうか。明快なお答えをいただきたいと思っています。

また、道路特定財源の大半を占める揮発油税の一般財源化についてこれからどのように進めるのか、総理の明確な考えを示していただきたいと思っています。

いずれにいたしましても、道路特定財源をめぐると今回の政府・与党の動きで、安倍内閣は、官邸主導どころか、それが腰砕けになり、迷走したと評されております。安倍総理大臣が強い指導力を示す場面はなく、総理のリーダーシップが問われていると思います。総理の考えをお聞きしたいと思います。(拍手)

また、官邸といえば、最近、にわかづくりのプロジェクトチームや政策会議などが相次いでつくられています。役割も余り整理がつかない乱立状態、与党の幹部からも危惧の声が出ております。また、教育問題では、政府の規制改革会議と教育再生会議が、文部科学省の教育委員会に対する権限をめぐって真つ向から対立しております。これらを見て、安倍内閣はしっかりと政権の運営ができるのか、その政権担当能力は大丈夫かと、私たち民主黨、そして多くの国民は思わざるを得ません。安倍総理御自身の率直な考えをお伺いしたいと思います。

以上の質問に対しまして、真つ正面から明確に答弁していただきますようお願いして、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
池田元久議員にお答えをいたします。

いわゆる格差問題についての考え方についてお尋ねがありました。

私は、努力した人と汗を流した人が報われ、達成感を感じる社会にしていけることが重要と考えており、単純に、人々の努力の違い、能力の違いに

目をつぶって、結果平等を目指すような社会をつくらうとは思っておりません。

ただ、重要なことは、格差が不正、不公平な原因の結果生まれたものであってはならないというところであります。また、努力が成果に結びつくことを阻害している要因があれば、それを取り除くことが重要であると考えております。

我が国の所得格差を示す指標であるジニ係数は、長期的には緩やかな上昇を示していますが、これは、高齢者世帯の増加という人口動態要因、あるいは世帯人員数の縮小などの家族形態の変化要因などが寄与している部分が大きいと考えられます。

他方、世代内の格差を見ると、高齢者層の所得格差が最近低下してきている一方で、二十歳代、三十歳代で格差の拡大度合いが大きくなっています。

その背景としては、フリーターといった若年層の非正規雇用者の増加など、雇用形態が多様化していることも影響していると考えられます。こうした非正規雇用者の増加が将来の格差拡大につながるおそれがあることから、注意が必要であると考えられます。

成長が続いても非正規雇用者等が取り残されることはないので、また、私がとうとうとする政策の道筋をわかりやすく示せとお尋ねがありました。

安定した経済成長を続けることで、経済社会の各層に雇用拡大や所得の増加という形で経済成長の成果を広く行き渡らせるといふメリズムは、現在の景気局面においても引き続き有効であると考えています。

したがって、今後重要なことは、日本経済に新たな活力を取り入れ、安定した経済成長を続けることである。このため、まずは、革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなどの世界の活力を我が国に取り入れるオープンな姿勢により、起業や設備投資の促

進等を通じ、生産性を向上させ、成長力の強化を進めるとともに経済全体の底上げを図っていきます。また、種々の施策によってこれを補強します。

具体的には、正規労働者との均衡処遇を進めていくためのパートタイム労働法の見直しや、セーフティネットとして十分に機能するようにするための最低賃金制度の見直しを行います。非正規雇用の状態で正規職員になりたいと思っている方々が正規雇用にかわっていきけるよう、新たな就職・能力開発支援などを行います。

また、雇用情勢が特に厳しい地域に重点を置いて、雇用に前向きに取り組む企業を支援するほか、地域資源を活用した中小企業の新事業展開への支援、地方の魅力を生かして活力を引き出すため、頑張る地方応援プログラムや農業の戦略産業化等を進めます。

さらに、働く人の観点から成長を考えるとという意味で、今回、働く人全体の所得、生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防ぐことを目指す成長力底上げ戦略を取りまとめたところであります。

今後、官民一体となって政策の具体化に向けて取り組んでまいります。これにより、我々が今進めている新成長戦略は、だれも置いていかない成長であるということを示してまいります。(拍手)

財政健全化との関係につきましては、今後とも、経済成長を維持しながら、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出歳入一体改革に正面から取り組みんでまいります。

こうした取り組みを進め、二〇一〇年代半ばに向け、債務残高の対GDP比率を安定的に引き下げることを目指し、まずは二〇一一年度には、国と地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化します。

このように、成長力強化と財政健全化の双方を車の両輪とするバランスのよい経済財政運営を一貫性を持って継続的に行ってまいります。

租税政策と格差是正に關してお尋ねがありました。

定率減税は、平成十一年当時に景気対策として導入された暫定的な負担軽減措置であり、こうした導入の経緯や経済状況の改善を踏まえ、半減、廃止をしたものであります。

また、平成十九年度税制改正においては、我が国経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的な見直しを行うとともに、住宅・土地税制の見直しなど国民生活に配慮した措置を講じています。これにより、経済の活性化が図られ、さらには家計部門にも好ましい影響があるものと考えられます。

いずれにせよ、さきに述べたように、今後重要なことは、日本経済に新たな活力を取り入れ、安定した経済成長を続けることによって、経済社会の各層に雇用拡大や所得の増加という形で経済成長の成果を広く行き渡らせることであると考えています。

このため、まずは、イノベーションとオープンな姿勢により成長力の強化を進め、経済全体の底上げを図ってまいります。

日本経団連の御提言、法人税及び消費税についてのお尋ねがありました。

御指摘の提言は、税制改革についての経済界としての一つの御意見と承知しております。

いずれにせよ、本年秋以降、本格的な議論を行い、十九年度を目途に、社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直しなどを踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組みんでまいります。

こうした税制改革に向けた検討の中では、御指摘の法人税や消費税も含め、各税目がそれぞれ果たすべき役割を見据えながら、税体系全体のあり方を検討する必要があると考えております。

認定NPO法人制度についてのお尋ねがありました。

認定NPO法人制度については、NPO法人制度の発足後、日が浅いこともあり、財政基盤の脆弱な小規模なNPO法人が多いことから、こうしたNPO法人にとって認定要件が複雑であり、また申請手続の負担が重いとの御指摘がありました。

こうした御指摘を踏まえ、平成十八年度税制改正において、認定要件について、小規模NPO法人に対する簡易な判定方式を創設するとともに、申請手続の負担軽減等の見直しを行ったところであります。さらに、公益法人制度改革に伴い、寄附金税制全般の見直しを図る中で、総合的な検討を進めてまいりたいと考えております。

また、認定NPO法人の認定は、国税の優遇措置について全国一律の基準で認定するものであることから、諸外国における実態等を踏まえ、国税庁長官が認定する制度としております。認定に当たっては、客観、明確な数値基準によるものとしており、国税庁が認定権限を持っていることに無理があるとの御指摘は当たらないと考えております。

道路特定財源の見直しについてのお尋ねがありました。

道路特定財源については、昨年九月の所信表明で述べた方針のとおり、昨年十二月に「道路特定財源の見直しに関する具体策」を決定したところであります。

これは、暫定税率期間の終了に一年先立つて具体的な見直しを決定したものであり、特に、揮発油税を含め、二十年の通常国会において所要の法改正を行い、税収全額を道路整備に充てることを義務づけているこれまでの仕組みを五十年ぶりに改めることとしており、先送りや骨抜きといった御批判は全く当たらないと考えております。

私の内閣の政権担当能力についてのお尋ねがありました。

取り組むべき課題があれば、放置することなく、必要な政策を議論すべきであり、目の前の政

治課題に対して直ちに行動を起こすのが私の内閣の政治姿勢であります。

その議論の過程においては、さまざまな立場から活発な議論をいただくことが、政治運営に活力を生み、真に国民の負託にこたえる道であると信じております。その上で、いかなる政策も、最終的には総理である私が決断を行います。今後とも、決断と行動で政権運営に当たってまいります。

民主党の皆様は私の政権運営能力に心配をしないでいただく必要はないと思います。民主党の皆様は、民主党の政権担当運営について御心配をいただければ、このように思っております。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君) 池田議員の御質問にお答えいたします。

上場株式等の配当と譲渡益の軽減税率についてのお尋ねがございました。

二〇〇七年または二〇〇七年度末に期限が到来する上場株式等の配当、譲渡益に係る軽減税率については、適用期限を一年延長して廃止することとしております。

これは、その間に、市場の混乱を回避するための特例措置や金融所得の損益通算範囲の拡大策等について検討を行った上で廃止することにしたものであり、適切な措置であると考えております。

減価償却制度の見直しの効果についてのお尋ねがありました。

平成十九年度税制改正における減価償却制度の見直しは、我が国経済の成長基盤を整備する観点から、現在の制度を国際的に遜色のないものに見直し、投資の促進を図ろうとするものであり、見直しの効果は重厚長大産業のみならず、サービス業や中小企業にも及ぶものであります。

具体的には、今回の見直しによる減収額五千億円のうち、千四百億円は中小企業に対するものと見込んでおります。また、減価償却費の損金算入額の実態を業種別に見ると、サービス業の割

合は一七・六％と運輸通信公益事業に次いで高い割合となっております。

エンジェル税制についてのお尋ねがございました。

将来の我が国経済を支えるベンチャー企業の育成は、今後の経済活性化を図る観点から重要な課題であり、近年の税制改正においてエンジェル税制の拡充を行ってきております。

平成十九年度改正においては、株式の譲渡益を二分の一に軽減する課税の特例を二年延長するとともに、適用対象企業の要件を緩和し、従来、製造業中心であったものを、サービス業や小売業等にも拡大し、確認手続を合理化することにより、エンジェル税制の拡充を図ることとしております。

議員御指摘の無期限の繰越控除については、原則三年の更正処分除斥期間との整合性、災害による損失の場合の繰越控除でも三年が限度となっていること等から見て困難と考えます。

また、損益通算の対象範囲の拡大については、まず、金融所得全体の損益通算範囲について議論し、結論を得るべきものであると考えております。

いずれにしても、今回の改正により、個人投資家による投資が一層促進され、将来の我が国経済を支えるベンチャー企業の技術革新や競争力強化が進むことを期待しております。

年金事務費についてお尋ねがありました。

年金事務費については、国の厳しい財政状況にかんがみ、平成十年度以降、保険料財源を充当する特例措置を講じてきたところであり、平成十九年度においても、引き続き国の財政状況が厳しいことから、特例措置を継続することとしてまいります。

一方、平成二十年度以降については、社会保障制度改革を機に受益と負担の明確化を図るとの観点から、国の財政状況にかかわらず、これまでの特例措置を恒久化することとしています。(拍手)

平成十九年二月二十日 衆議院会議録第七号

〔国務大臣甘利明君登壇〕

○国務大臣(甘利明君) エンジェル税制の拡充についてのお尋ねがありました。

先ほど財務大臣からも答弁がございましたが、平成十九年度税制改正において、ベンチャー企業の重要性にかんがみ、ベンチャー企業の要件の緩和、さらには、資金調達の円滑化の観点から、ベンチャー企業が投資を受ける前に要件を満たすかどうかを確認する制度の導入についての拡充を行い、加えて、株式譲渡益の二分の一圧縮特例の期限延長を行うことといたしております。一層の活用を促進していく所存であります。なお、実績は、八十三社と御指摘をいただきましたが、一月三十一日時点で八十九社でありましたが、ベンチャー企業は、イノベーションの担い手としても我が国経済の活性化にとっても重要でありまして、今後とも税制の拡充を含めて全力で取り組んでまいります。(拍手)

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣(柳澤伯夫君) 池田議員から私への御質問は、年金事務費の節減状況についての御質問でございます。

保険料を充てている年金事務費等は、十九年度の予算におきまして、前年度比五％減の二千三百九億円としておりまして、引き続き、無駄遣いを排除するための取り組みを徹底してまいる所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 西村智奈美君。

〔西村智奈美君登壇〕

○西村智奈美君 民主党の西村智奈美でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、政府提出の地方税法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、平成十九年度地方財政計画について質問いたします。(拍手)

民主党は、今国会を格差是正国会と位置づけ、これまで自民党政権のもとで拡大した格差を是正し、国民の生活を向上させることを目指しております。

これに対して、安倍総理の格差問題への関心は低く、格差を感じている人もいるだろうと誤認しても、まだ他人事の上です。率直に格差の存在を認めて、成長力底上げなどいふまやかし政策課題ではなく、格差問題への対応策を早急に示すべきではありませんか。本日議題となっている二法案及び地方財政計画も、格差問題への対応策を全く示していない代物です。

安倍内閣を含めた自公政権は、格差は正どころか、格差拡大に拍車をかけかねない措置を着実に実行してきました。これまで、年金課税の強化など、個人に対する増税を繰り返している、ことしの一月からは所得税の定率減税が廃止、六月からは住民税も続く予定です。

安倍総理の就任以来初めてとなる税制改正でも、企業に対する減税が中心で、個人に対する減税は小粒なものにとどまっております。当然、今回の地方税法にもこれといった施策は見当たりません。安倍総理は、今後も個人負担にツケを回しながら企業減税を行うのですか。総理の答弁を求めます。

次に、自治体間の財政格差への対応策について質問します。

景気回復と言われますが、地方の景気は依然として低迷しております。過疎地など条件に恵まれない地域などでは、税財源を確保することが切実な問題となっているんじゃないでしょうか。そうした中で、富める自治体とそうでない自治体との間の財政格差の問題が指摘をされております。

過去数年間、自民党政権は、中央政府の赤字を地方につけかえるなど、地方に対して厳しい財政運営を求めてきました。平成十六年度から三年間の地方交付税及び臨時財政対策債削減額は五兆一千億円に上ります。平成十九年度予算でも、自治

体が受け取る地方交付税の総額は、前年度に比べ、約七千億円も削減されております。そして、地方財政計画の規模そのものは、国の一般会計が二年ぶりの増額となるにもかかわらず、六年連続で前年度を下回っているのです。

昨年十二月に成立した地方分権改革推進法には、民主党の働きかけにより、「地方税財源の充実確保」という文言が盛り込まれました。安倍総理は、この法律に基づいて、今後どのような方法で自治体の税財源を確保しようとしているのでしょうか。特に財政力の弱い団体に対する方策についてお答えください。総理の明確な答弁を求めます。

地方の税財源の充実確保が喫緊の課題となっており、政府は、地方交付税の一部を人口と面積を基準に配分する、いわゆる新型交付税を導入するとしております。これは、経済財政諮問会議及び地方分権二十一世紀ビジョン懇談会での議論を経て浮上したのですが、自治体関係者のだれ一人として直接この場での議論に加われませんでした。懇談会の座長だった大田大臣は、とうとう議事録を公開しませんでした。

言うまでもなく、交付税は財政調整機能を担っています。地方自治体が受け取る交付税の額を大幅に変え、地方の財政を混乱させてしまうようなことがあつてはなりません。

総務省は、新型交付税導入による交付税への影響額について、都道府県分については明らかにしていますが、市町村分についてはいまだに具体的な数値を明らかにしていません。市町村が受け取る交付税の額はどのように変わるのですか。また、市町村に関する具体的な試算結果をいつまでに国会に対して提示するのですか。総務大臣の答弁を求めます。(拍手)

政府は、頑張る地方応援プログラムなるものを実施し、政府が頑張ったと認めた自治体には、頑張りの成果を交付税の算定に反映させるとしています。(発言する者あり)黙ってください。しか

平成十九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案外一案の趣旨説明に対する池田元久君の質疑
平成十九年度地方財政計画についての発言及び地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する西村智奈美君の質疑

し、政府に本当に求められているのは、頑張りたくても頑張りない自治体の現状を現場第一主義で把握し、自治体間の格差を是正するため、財政力の弱い過疎地など、頑張りでも結果を出しにくい自治体に対して何らかの支援を行うことではないか。

ところが、政府がそうした自治体現場の要望にまきこたえていないことは、先般スタートした頑張り地方応援懇談会の初回、現役首長の皆さんから異論が出されたことからも明らかです。二月十七日には私の地元新潟市でも懇談会が開催されましたが、人口流出が続いている地方は頑張りでも成果を出せず、都会のひとり勝ちになるのではないかなど、運用方法を懸念する意見が続出したということです。

そもそも、頑張り地方応援プログラムという、ごろだけはいい施策の内容が全然はつきりしません。総務省は、農業産出額、出生率など九つの指標を頑張り成果として交付税算定する方針だけは示していますが、地方自治体がどれだけ頑張った交付税算定にどれだけプラスされるのかという具体的な基準を全く示していません。

そこで、総務大臣に伺います。

例えば、たまたま前年度より少しだけ指標の数字が上昇したような場合でも、頑張ったと評価されて交付税算定にプラスされるのですか。また、人口減少のペースダウンに成功した自治体は、指標自体がプラスにならなくても評価されるのでしょうか。プログラムの内容が私たちや自治体に伝わるよう、総務大臣に具体的な答弁を求めます。

頑張り地方応援プログラムの中には、特定分野の事業の頑張りを地方に求めるものが含まれています。つまり、本来使った道を限定しないで交付すべき地方交付税を、地方自治体が特定の事業を行った場合にお金を出す補助金のように扱おうと言います。これは下手をすると、地方の自由度を高めるという地方分権の流れに逆行するものとなりませんか。二月十三日の予算委員会で安倍総

理は、地方に対して、国が余計なことに口出しをしないという仕組みもつくっていかねばいけないと答弁していますが、このプログラムは総理の答弁と矛盾しませんか。総理の答弁を求めます。

また、このプログラムには、自治体が何らかのプロジェクトを実施することを国に申し出ると、一年間で一自治体当たり三千万円まで支給される措置が盛り込まれています。プロジェクトといっても具体的な定義はなく、自治体が申請すれば、ほぼ自動的にお金がもらえる仕組みです。竹下内閣で行われたふるさと創生資金を思い出したのは私だけでしょうか。安倍内閣が古い自民党に回帰していることを実にわかりやすく示していますね。しかし、これは単なる地方へのお金のばらまきではないのですか。総理の答弁を求めます。

(拍手)

次に、交付税特別会計借入金金の償還計画について質問します。

政府は、交付税特別会計借入金のうち地方負担分の約三十四兆円について、二十年間の償還計画を定めた上で償還を実施するとしています。しかし、償還計画は、償還額を毎年一〇％ずつ減らし、計画の最終年度である平成三十八年度に約三・五兆円を償還するという非現実的なものです。この計画は、今後我が国が経済成長を続け、税収を伸ばし続けるといういわゆる上げ潮路線を前提につくられています。今後二十年間、経済成長し続けるという保証はどこにもありません。単に償還を先送りする無責任な計画です。こういうのを絵にかいたもちと言ったのを御存じですか。本当にこのような計画で償還可能かどうか、総務大臣の明確な答弁を求めます。

次に、児童手当の財源について質問します。政府は、今回、児童手当の支給額を引き上げるとしています。対象はゼロから二歳の乳幼児のみ、また、支給額を引き上げるといっても、第一子と第二子の支給額を第三子に合わせて現在の月

五千円から一万円に引き上げるだけです。それだけの措置で子供を安心して産み育てられる社会を構築できるのか、甚だ疑問です。

また、この措置の財源のうち地方負担分については、地方特例交付金を増額することで工面するとしております。しかし、これは平成十九年度に限った措置であり、与党の税制改正大綱によれば、平成二十年度以降の財源は「税制の抜本的・一体的改革の中で検討する」とされています。政府は、平成二十年度以降、どのような財源から児童手当を支給しようとしているのですか。厚生労働大臣の答弁を求めます。

柳澤厚生労働大臣は、産む機械、子供二人以上が健全という発言について弁解したとき、少子化問題にしっかりと取り組むと決意を述べておられましたよね。今、その決意が本物だったかどうか問われているのですから、平成二十年度以降の財源の見通しもきちんと示してください。

最後に一言申し上げます。

これからスタートする第二期地方分権改革は、中央政府の権限を温存したい官僚や族議員などから、これまで以上に激しい抵抗が予想されます。しかし、総理からは、そうした抵抗を突破して分権をなし遂げるという明確なメッセージも熱意も全く感じられません。それは、新年度の予算案、法案、いずれにも真の分権改革につながるようなものがなく、頑張り地方応援プログラムや新型交付税などの言葉の目新しさだけでお茶を濁していることから明らかです。

総理が分権改革に向けての熱意と明確なリーダーシップを示せない以上、民主党はいつでもそれに合わせる用意があることを述べ、私の質問いたします。

ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 西村議員にお答えいたします。

税制改革についてのお尋ねがありました。

年金課税の見直しについては、世代間及び高齢者間の公平を図る観点から、負担能力に応じた税負担を高齢者に求めることとしたものであり、その際、標準的な年金以下の収入のみで暮らす高齢者世帯については、同水準の給与収入を得ている現役世代よりも軽い税負担となるよう配慮を行っているところであります。

定率減税は、平成十一年当時、景気対策として導入された暫定的な負担軽減措置であり、こうした導入の経緯や経済状況の改善を踏まえ、半減、廃止をしたものであります。

また、平成十九年度税制改正においては、我が国経済の成長基盤を整備する観点から減価償却制度の抜本的な見直しを行うとともに、住宅・土地税制の見直しなど国民生活に配慮した措置を講じています。これにより、経済の活性化が図られ、さらには家計部門にも好ましい影響があるものと考えられます。

いずれにせよ、今後の税制改革においては、所得税、法人税など各税目が果たすべき役割を見据えながら、税体系全般にわたる見直しを行っていく必要があると考えております。

地方税財源の充実確保についてのお尋ねがありました。

今後、地方分権改革を進めるため、国と地方の役割分担や国の関与のあり方を徹底して見直ししてまいります。その上で、役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体間の財政力の格差の縮小を目指してまいります。

その際、財政力の弱い地域にあっても、一定水準の行政サービスを提供することができるよう、地方交付税などにより適切に対応してまいります。

頑張り地方応援プログラムは地方分権の流れに逆行するのではないかとのお尋ねがありました。頑張り地方応援プログラムは、特定の事業に限

頭張る地方応援プログラムは地方への自動的な資金の付与ではないかとお尋ねがありました。頭張る地方応援プログラムは、地方行革や地場産品のブランド化など、地方独自のプロジェクトに取り組み自治体に対して、その取り組み経費についてまず支援を行います。このプログラムの基本は、行政改革の実績を示す指標や製造品出荷額などの客観的な成果指標を用いて交付税の割り増し措置を行うものであり、地方への金のばらまきとの御指摘は当たりません。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。（拍手）

○国務大臣(菅義偉君) 西村議員から三つ質問がありました。

まず、新型交付税についてであります。新型交付税の導入に当たっては、各地方公共団体の財政運営に支障が生じないように、変動額を最小限にとどめることにいたしております。

現在、各地方公共団体と試算結果についての確認を行っており、確認ができた次第、速やかに試算結果を公表いたします。

次に、頑張る地方応援プログラムについてお尋ねがありました。

頑張る地方応援プログラムの交付税の支援措置として、全国的かつ客観的な指標が全国標準以上に向上した地方公共団体に対して、その程度に応じ、交付税の割り増し算定を行います。

具体的な算定方法については、地方公共団体の

御意見も十分に踏まえながら、例年七月末に行う普通交付税の決定まで検討いたしてまいります。

最後に、交付税特別会計借入金の償還計画についてお尋ねがありました。

交付税特別会計借入金は、交付税の持続可能性の確保の観点から、できる限り早期に償還することが必要であります。

このため、現在、平成三十八年度までとしております償還期間を変更しないこととし、また、平成十九年度の一般財源総額確保の観点も踏まえ、平成十八年度補正予算における償還額五千三百三十六億円から毎年度段階的に増加する形で償還計画を策定したところであります。

今後、安定的な経済成長に努めつつ、歳出の効率化努力や歳入確保の努力を続けていくことにより、計画に沿った償還に努めてまいります。

以上です。（拍手）

〔国務大臣柳澤伯夫君登壇〕

○国務大臣（柳澤伯夫君） 西村議員にお答え申し上げます。

私に對しましては、児童手当の乳幼児加算に関する平成二十年度以降の公費財源につきましてお尋ねでございます。

平成十九年度に乳幼児加算をしましたけれども、その財源は、十九年度予算の中で、いわば基金の取り崩しで手当てをした。したがって、二十年度以降は財源がどうなるのかという観点の御質問でございます。

西村議員も御指摘をいただきましたように、平成十九年度、与党の税制改正大綱におきまして、少子化対策のために国、地方を通ずる必要な財源の確保について、税制の抜本的、一体的改革の中で検討するとされておりまして、このことを踏まえ、政府・与党におきまして今後検討を進め、地方の負担分も含めて適切に対応してまいる所存でございます。御心配は御無用でございます。（拍手）

平成十九年度地方財政計画についての発言及び地方税法の一部を改正するための公債の特例等に関する法律案外一案の趣旨説明並びにこれに対する各口頭答復の要請

○議長（河野洋平君） 谷口隆義君。
〔谷口隆義君登壇〕

〔谷口隆義君登壇〕

○谷口隆義君 公明党の谷口隆義でございます。
私は、公明党を代表して、ただいま議題となり
ました特例公債法案、所得税法等の一部改正案、
地方財政計画、地方税法の一部改正案並びに地方
交付税法等の一部改正案につきまして、総理並び
に関係大臣に質問をさせていただきます。（拍手）
平成十九年度税制改正に関しましては、減価償
却制度を国際的にも遜色のない制度へと抜本的に
見直すことや、ベンチャー育成に効果の高いエン
ジェル税制の拡充など、安倍内閣が進める成長力
を高める基盤を構築するものとなっております。
減価償却制度に関しましては、景気回復が継続
し、大幅な企業収益を確保している中で、企業へ
の減税を優先しているのではないかと、あるいは家
計や賃金にはその恩恵が回ってこないとの声が聞
かれますが、国際競争力確保の観点から極めて重
要であると考えております。

しかし、私は、格差の固定化への懸念が叫ばれておる中で、成長の果実を広く国民に分配していくための施策を適切に講じていくことも極めて重要であると考えております。総理並びに財務大臣の見解を賜りたいと存じます。

その他、十九年度改正では、我が国経済を支える中小企業に關し、留保金課税を廃止することや相続時精算課税制度の特例を設け、親から子等への贈与に關し取引相場のない株式等について年齢要件及び非課税枠の拡大を図るなどして、事業承継に係る税制を大きく拡大していることは、中小企業の実情に照らして、適切な対応であると高く評価をするところでございます。

公明党は、従来から、日本経済を支える中小企業に目線を合わせる政策提言を行ってまいりました。諸問題がある中で、特に、事業継続の前提である事業承継税制については、実情を十分に踏まえつつ、また諸外国の例も参考にしながら、抜本的な税制改革とあわせ、見直しを検討していくべき

きではないかと考えております。

総理の中小企業税制並びに抜本的な事業承継税

次に、平成十九年度特例公債法案に関連してお伺いをいたします。

着実な財政健全化及び大幅な税収増により、我が国財政は大きく改善し、二〇一一年度プライマリーバランス黒字化の目標に向け、着実に前進をしております。

しかたない。我が国の財政は、なほ平成十九年度末で公債残高が六百七兆円程度に達する見込みであるなど、依然厳しいことには変わりありません。今後とも、昨年末に決定した骨太方針二〇〇六に基づいた歳出改革を進めていくとともに、あわせて行政の無駄ゼロの推進を図っていくことが重要であると考えますが、改めて総理の財政健全化に向けた決意をお伺いしたいと存じます。

平成八年四月に成立した地方自治法改正法で、地方自治体の税源移譲及び定率減税の廃止についてお伺いをいたしました。

三位一体改革の一環として決定した国から地方への税源移譲が本年より始まりました。また、定率減税の廃止が本年より実施に移されます。

具体的には、国の所得税は一月より、地方の個人住民税は六月よりそれぞれ施行され、地方税に關しては大半の方がふえることになるわけであり、税源移譲に限れば、国と地方を合わせた所

得課税全体では負担額は変わらないのであります
が、多くの国民の方にはまだまだ十分周知徹底が
なされておらない。国民の御理解をいたたく意味
からも、政府を挙げて一層の広報活動に努めてい
ただきたいと存じます。

この点、財務大臣、総務大臣おのおのの立場からどのようにお考えか、定率減税を廃止するに至った考え方並びに税源移譲の意義等とあわせて、国民にわかりやすく御答弁をいただきたいと存じます。

次に、平成十九年度地方財政について伺いをいたします。

ようやく我が国の経済も回復の軌道に乗ってまいりましたが、都市部を除いては景気回復の足取りが重く、地方税収の増加の恩恵も十分に及んでいないのが現状であります。多くの自治体では、職員の削減や給与水準の引き下げなど、徹底した行政改革に取り組むことにより、ようやく必要な財源が確保できる厳しい状況に置かれているのであります。

平成十九年度においては、地方の窮状にこたえ、地方公共団体が安心して財政運営するための必要な財源が確保できたのか、総務大臣の考えをお伺いしたいと思います。

次に、新型交付税でございますが、地方交付税の算定方法を抜本的に簡素化するため、平成十九年度より新型交付税を導入することとなっております。

しかしながら、人口の少ない過疎団体等からは、人口を算定基準とする新型交付税の導入により交付税額が大幅に減少し、財政運営がでなくなるのではないかと不安の声が上がっております。

このたびの新型交付税の制度設計に当たっては、できる限り変動額を少なくすることを基本的な考え方にしたと聞いておりますが、制度導入に当たっては、過疎団体の財政運営に支障が生じないような仕組みにすべきであると考えます。総務大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、地方公共団体の繰り上げ償還について伺いをいたします。

これまで、高金利の公的資金を補償金なしに繰り上げ償還して公債費負担を軽減することは、地方公共団体から長年にわたり強い要望があったわけでありました。

我が党の地方議員からの強い要望も重ねて受けまして、公明党も、政府は地方公共団体の繰り上げ償還に対して支援を行うべきと強く主張し、その結果、平成十九年度から金利五%以上の金利の

地方債を対象に補償金なしで繰り上げ償還を行うということが地方交付税法の改正案に盛り込まれることとなったわけでありました。このことは、金利負担にあぐら、地方公共団体の負担を軽減し、地方財政の健全化に大いに貢献するものと評価をいたしております。

その上で、今回の繰り上げ償還は五兆円規模になると聞いておりますが、この措置によってどの程度地方の負担が軽減されるのか、また、それにより地方財政の健全化に資するものになるのかどうか、総務大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

一方で、今回の措置は、行政改革や経営改革を行う地方公共団体が対象になると聞いております。何らの行革努力を行わず漫然と財政運営を行っている地方公共団体まで対象とする必要はないと考えますが、要件が余りにも厳しくなると、繰り上げ償還の規模が予定していた水準に届かないということになってしまつては意味がないわけでありました。

それぞれの団体におけるこれまでの行政改革の取り組みも考慮に入れるなど、各地域の実情を踏まえて行政改革の取り組みを評価し、多くの地方公共団体を措置の対象にすべきと考えますが、総務大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

最後に、地方分権の推進についてお尋ねをいたします。

昨年の臨時国会におきまして地方分権改革推進法が成立をいたしました。平成十九年度には、地方分権改革推進委員会の審議が本格化し、いよいよ新しい地方分権改革がスタートをいたします。

ただ、地方分権をめぐる議論は、どうしても国と地方公共団体間の役割分担や税財源配分の見直しに焦点が当たつてしまいがちであります。しかしながら、国と地方の役割分担や税財源配分の見直しは、あくまで、いかに地域住民に対する行政サービスを効率的に向上させていくのか、このことのための手段であつて、地方分権が最終的に目指さなければならないのは、地域住民の声

を行政に反映し、それぞれの地域のニーズに合ったサービスがそれぞれの地域において効率的に提供される住民本位の行政制度を築き上げることにあると考えるわけでありました。

このような観点から、地方分権が実りあるものになるように今後の取り組みを進めていく必要があると考えますが、総理及び総務大臣の御所見と御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 谷口隆義議員にお答えをいたします。

成長の果実の国民への分配等についてお尋ねがありました。今後重要なことは、日本経済に新たな活力を取り入れ、安定した経済成長を続けることによつて、経済社会の各層に雇用拡大や所得の増加という形で経済成長の成果を広く行き渡らせることであると考えております。

このため、まずは、イノベーションとオープンな姿勢により成長力の強化を進め、経済全体の底上げを図つてまいります。また、種々の施策によつてこれを補強してまいります。

具体的には、正規労働者との均衡処遇を進めていくためのパートタイム労働法の見直しや、セーフティネットとして十分に機能するようにするための最低賃金制度の見直しを行います。非正規雇用の状態で正規職員になりたいと思つていらっしゃる方が正規雇用にかわつていくような、新たな就職・能力開発支援などを行います。

また、雇用情勢が特に厳しい地域に重点を置いて、雇用に向き合いに取り組む企業を支援するほか、地域資源を活用した中小企業の新事業展開への支援、地方の魅力を生かして活力を引き出すため、頑張る地方応援プログラムや農業の戦略産業化等を進めてまいります。

さらに、働く人の観点から成長を考えるとという意味で、今回、働く人全体の所得、生活水準を引

き上げつつ、格差の固定化を防ぐことを目指す成長力底上げ戦略を取りまとめたところであります。今後、官民一体となつて政策の具体化に向けて取り組んでまいります。

中小企業税制及び事業承継税制についてお尋ねがありました。

我が国経済の発展のためにも、経済活力の源泉である中小企業が健全に発展していくような政策に力を入れていくことが極めて重要であります。平成十九年度税制改正においては、留保金課税制度の適用対象から中小企業を除外するなど、中小企業の活性化のための改正を行うこととしております。

また、中小企業の事業承継の円滑化も重要な課題と認識しております。事業承継税制のあり方については、事業承継の実態を把握し、課税の公平にも留意しながら、今後の抜本的な税制改革の議論の中で検討していきたいと考えております。

財政健全化に向けた決意についてお尋ねがありました。我が国財政は、引き続き極めて厳しい状況にあります。歳出削減を一段と進め、財政の無駄をなくすとの基本方針は、私の内閣においていささかも揺らぐことはありません。今後とも、経済成長を維持しながら、国民負担の最小化を第一の目標に、歳入歳入一体改革に正面から取り組んでまいります。

そのため、税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向けるなどの原則を設けて、歳出改革を計画的に実施し、それでも対応し切れない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定的な財源を確保し、将来世代への負担の先送りを行わないようにいたします。

こうした取り組みを進め、二〇一〇年代半ばに向け、債務残高の対GDP比率を安定的に引き下げ、国と地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化いたします。

地方分権の推進についてお尋ねがありました。地方の活力なくして国の活力はありません。地方のやる気、知恵と工夫を引き出すには、地域に住む方のニーズを一番よくわかっている地方がみずから考え、実行することのできる体制づくりが必要であります。私は、地方分権を徹底して進めてまいります。

地方分権一括法案の三年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与のあり方を見直しを行います。その上で、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣(菅義偉君) 谷口議員から六つの質問がありました。

まず、税源移譲などの周知についてであります。

税源移譲は、地方分権を進めるため、地方にできることは地方にという方針のもと、三位一体改革の一環として行うものであり、これにより、所得税と個人住民税を合わせた税負担額は税源移譲で変わらないように制度設計をいたしております。

また、定率減税の廃止については、平成十一年に景気対策として導入された暫定的な負担軽減措置であり、経済状況の改善を踏まえ廃止したものであります。

これらの改正による所得税と個人住民税の税額に影響が出る時期が異なることから、税額の変動について、納税者の十分な理解が得られるよう、国と地方が協力して周知徹底を図ってまいりたいと思います。

次に、地方公共団体が必要な財源の確保についてお尋ねがありました。

地方財政の厳しい状況を踏まえ、基本方針二〇〇六に沿った歳出の見直しを行う一方で、財政力の弱い地域にあっても、一定水準の行政サービス

を提供することができるよう適切に対応する必要があると考えております。

このため、平成十九年度に当たっては、交付税の法定率分を堅持するとともに、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を、前年度を五千億円上回って確保いたしているところであります。

次に、新型交付税についてお尋ねがありました。

新型交付税の制度設計については、人口が少ない地方公共団体ほど人口一人当たりの行政コストが割高になることなどを反映するとともに、離島や寒冷地における特別な財政需要を適切に算定する仕組みを確保することなどによって、過疎団体を含め、いずれの地方公共団体においても財政運営に支障が生じないよう、変動額を最小限にとどめておるところであります。

次に、公的資金の補償金なし繰り上げ償還等の効果についてお尋ねがありました。

五兆円規模で行われる繰り上げ償還等によって地方公共団体が免除される補償金の総額は、約八千億円程度と見込んでおります。

これにより、地方公共団体の公債費負担が軽減され、財政の健全化が図られるとともに、徹底した地方行革の推進が図れるものと考えております。

次に、繰り上げ償還の対象団体についてお尋ねがありました。

対象となる団体は、今後五年間の財政健全化計画を策定することとなっておりますが、その評価に当たっては、これまでの行政改革の実績も考慮することを予定いたしております。

より多くの地方公共団体が徹底した行政改革を推進し、公債費負担の軽減が図れるよう、繰り上げ償還の対象団体を設定してまいりたいと考えております。

最後に、地方分権の推進についてお尋ねがありました。

考え方、地方の活力なくして国の活力なし、この考え方に立つて、やる気のある地方がさまざまな行政分野で自由に独自の施策を展開し、魅力あるそれぞれの地域をつくることが重要であると考えております。

昨年十二月に成立した地方分権改革推進法に基づいて、国と地方の役割分担を徹底して見直しをし、権限や財源を地方にできる限りゆだねることによって、新たな地方分権改革を推進し、地方の自立と責任を確立するための取り組みを行ってまいりたいと思っております。(拍手)

(国務大臣尾身幸次君登壇)

○国務大臣(尾身幸次君) 谷口議員の御質問にお答えいたします。

成長の成果を広く国民に分配していくための施策についてお尋ねがありました。

総理の御答弁にもありましたとおり、経済成長の成果を経済社会の各層に広く行き渡らせるためには、オープンな経済とイノベーションを通じて成長力の強化を進め、経済全体の底上げを図っていく必要があります。

例えば、今回の税制改正においては、国際的なイコールフットリングの確保や経済活性化の観点から、減価償却制度の見直しを行うこととしております。

こうした取り組みにより、景気回復を持続させることで、経済活動を活性化し、労働市場がタイトになることを通じて、家計部門にも好影響が及ぶものと考えられます。

経済社会の活力を高めていくためには、機会の平等のもとで、努力した人が報われるようにするとともに、格差が不公平、不公平な原因によって生まれ、固定化することのないようにしていくことが重要と考えております。

働く意欲と能力のある人が、活躍の場を広げて、成長力の担い手となっていけるよう、再チャレンジ支援や成長力底上げ戦略等の施策を推進してまいります。

定率減税の廃止の考え方、税源移譲の意義及びその広報活動についてお尋ねがございました。

定率減税は、一九九九年に、当時の厳しい経済情勢の中で、臨時異例の景気対策として導入された負担軽減措置であります。その後、二〇〇六年度の経済見通しにおいて消費が一・八%増加し、経済全体も二・〇%の増加を見込むなど、経済状況が一九九九年当時とは全く異なり、大幅に改善している中で、二〇〇六年、二〇〇七年の二年にわたって段階的に半減、廃止をしたものであります。

税源移譲は、地方分権を推進するため、三位一体改革の一つとして実施されたものであり、個々の納税者については、所得税と住民税を合わせて見れば、税負担が基本的に変わらないよう設計されております。

税源移譲の実施に当たっては、所得税と住民税の課税方式が異なるため、給与所得者や年金受給者の大部分の方は、二〇〇七年一月以降の源泉徴収から所得税が減り、同年六月から住民税がふえることとなります。

このように時期的なずれが生じるものの、二〇〇七年度の所得税と住民税を合わせた税負担は、定率減税に伴う負担増を除けば、二〇〇六年度と基本的に変わりません。

このような税負担の変動については、新聞広告、雑誌広告などの政府広報による周知、ホームページによる周知、給与所得者向けのチラシを作成し、企業に周知を徹底するなど、積極的な広報を実施しているところでありますが、今後とも、国民の十分な理解を得られるよう、一層の努力を行ってまいります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君
総務大臣 菅 義偉君
財務大臣 尾身 幸次君
厚生労働大臣 柳澤 伯夫君
経済産業大臣 甘利 明君
国土交通大臣 冬柴 鐵三君
国務大臣 溝手 顕正君
国務大臣 渡辺 喜美君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 下村 博文君
総務副大臣 大野 松茂君
財務副大臣 田中 和徳君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

(報告書受領)

一、去る九日、内閣から次の報告書を受領した。
平成十六年度決算に関する衆議院の議決について講じた措置の報告
一、去る九日、内閣を経由して総務大臣菅義偉君から、次の報告書を受領した。
放送法第三十八条第二項の規定に基づく日本放送協会平成十七年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書
一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第二十九条の規定に基づく犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成十八年)
(理事補欠選任)
一、去る十六日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

法務委員会

理事 武田 良太君(理事松浪健太君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)
理事 伊藤 渉君(理事遠藤乙彦君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)
厚生労働委員会
理事 谷畑 孝君(理事大村秀章君去る平成十八年十二月二十八日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 井上 喜一君
補欠 井脇ノブ子君
白井日出男君 蘭浦健太郎君
遠藤 武彦君 若宮 健嗣君
大野 功統君 安次富 修君
河井 克行君 橋本 岳君
河村 建夫君 盛山 正仁君
北村 茂男君 丹羽 雄哉君
笹川 堯君 浮島 敏男君
中馬 弘毅君 鈴木 馨祐君
西村 康稔君 福田 良彦君
野田 毅君 木挽 司君
山本 公一君 大塚 高司君
岩國 哲人君 松本 大輔君
小川 淳也君 山井 和則君
中井 治君 小宮山泰子君
原口 一博君 三谷 光男君
馬淵 澄夫君 古本伸一郎君
前原 誠司君 北神 圭朗君
丸谷 佳織君 北側 一雄君
安次富 修君 広津 素子君
丹羽 雄哉君 石破 茂君

議院運営委員会

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 萩生田光一君
補欠 中山 泰秀君
白井日出男君 橋本 岳君
河村 建夫君 中森ふくよ君
西村 康稔君 関 芳弘君
野田 毅君 鈴木 馨祐君

辞任

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 稲田 朋美君
補欠 西本 勝子君
遠藤 武彦君 牧原 秀樹君
小野寺五典君 小野 次郎君
大野 功統君 安次富 修君
笹川 堯君 大塚 高司君

中馬 弘毅君	赤澤 亮正君
中野 清君	矢野 隆司君
西村 康稔君	木挽 司君
野田 毅君	松本 洋平君
深谷 隆司君	平 将明君
細田 博之君	北村 茂男君
増原 義剛君	山本ともひろ君
宮下 一郎君	新井 悦二君
山本 公一君	富岡 勉君
小川 淳也君	長妻 昭君
川内 博史君	田島 一成君
中井 治君	古本伸一郎君
佐々木憲昭君	赤嶺 政賢君
阿部 知子君	保坂 展人君
北村 茂男君	長島 忠美君
木挽 司君	盛山 正仁君
平 将明君	龜井善太郎君
西本 勝子君	飯島 夕雁君
牧原 秀樹君	安井潤一郎君
松本 洋平君	武藤 容治君
長島 忠美君	若宮 健嗣君
安次富 修君	大野 功統君
赤澤 亮正君	中馬 弘毅君
新井 悦二君	宮下 一郎君
飯島 夕雁君	稲田 朋美君
小野 次郎君	小野寺五典君
大塚 高司君	笹川 堯君
龜井善太郎君	深谷 隆司君
富岡 勉君	山本 公一君
武藤 容治君	野田 毅君
盛山 正仁君	西村 康稔君
矢野 隆司君	中野 清君
安井潤一郎君	遠藤 武彦君
山本ともひろ君	増原 義剛君
若宮 健嗣君	細田 博之君
田島 一成君	川内 博史君
長妻 昭君	小川 淳也君
古本伸一郎君	中井 治君

赤嶺 政賢君	佐々木憲昭君
保坂 展人君	阿部 知子君
一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
経済産業委員	
辞任	補欠
坂本 剛二君	佐藤ゆかり君
二階 俊博君	片山さつき君
予算委員	
辞任	補欠
河井 克行君	原田 憲治君
河村 建夫君	大塚 高司君
倉田 雅年君	小里 泰弘君
笹川 堯君	小川 友一君
西村 康稔君	坂井 学君
野田 毅君	木挽 司君
深谷 隆司君	浮島 敏男君
細田 博之君	井脇ノブ子君
大口 善徳君	伊藤 涉君
井脇ノブ子君	細田 博之君
浮島 敏男君	深谷 隆司君
小川 友一君	倉田 雅年君
小里 泰弘君	河村 建夫君
大塚 高司君	野田 毅君
木挽 司君	西村 康稔君
坂井 学君	河井 克行君
伊藤 涉君	大口 善徳君
決算行政監視委員	
辞任	補欠
片山さつき君	坂本 剛二君
佐藤ゆかり君	桜井 郁三君
一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
内閣委員	
辞任	補欠
佐々木隆博君	鷲尾英一郎君
鷲尾英一郎君	佐々木隆博君

総務委員	補欠
辞任	補欠
鍵田忠兵衛君	木原 稔君
萩原 誠司君	上野賢一郎君
上野賢一郎君	萩原 誠司君
木原 稔君	鍵田忠兵衛君
法務委員	
辞任	補欠
三ッ林隆志君	長島 忠美君
大串 博志君	森本 哲生君
長島 忠美君	三ッ林隆志君
森本 哲生君	大串 博志君
文部科学委員	
辞任	補欠
江崎 鐵磨君	矢野 隆司君
田島 一成君	吉田 泉君
矢野 隆司君	江崎 鐵磨君
吉田 泉君	田島 一成君
厚生労働委員	
辞任	補欠
新井 悦二君	中根 一幸君
木原 誠二君	安井潤一郎君
福岡 資磨君	とかしきなおみ君
園田 康博君	岡本 充功君
とかしきなおみ君	新井 悦二君
中根 一幸君	木原 誠二君
安井潤一郎君	園田 康博君
経済産業委員	
辞任	補欠
岡部 英明君	坂井 学君
谷川 弥一君	西銘恒三郎君
山本 明彦君	三ッ林隆志君
坂井 学君	岡部 英明君
西銘恒三郎君	谷川 弥一君
三ッ林隆志君	山本 明彦君
国土交通委員	
辞任	補欠
鍵田忠兵衛君	浮島 敏男君

長崎幸太郎君	伊藤 忠彦君
黄川田 徹君	松本 謙公君
古賀 一成君	田村 謙治君
穀田 恵二君	赤嶺 政賢君
亀井 静香君	糸川 正晃君
伊藤 忠彦君	長崎幸太郎君
浮島 敏男君	鍵田忠兵衛君
田村 謙治君	古賀 一成君
松本 謙公君	黄川田 徹君
赤嶺 政賢君	穀田 恵二君
糸川 正晃君	亀井 静香君
予算委員	
辞任	補欠
稲田 朋美君	龜岡 偉民君
白井日出男君	井脇ノブ子君
遠藤 武彦君	安次富 修君
河井 克行君	近藤三津枝君
河村 建夫君	土井 亨君
笹川 堯君	土井 真樹君
中馬 弘毅君	あかま二郎君
西村 康稔君	大塚 拓君
深谷 隆司君	平 将明君
細田 博之君	阿部 俊子君
山本 公一君	とかしきなおみ君
岩國 哲人君	西村智奈美君
中井 治君	長島 昭久君
原口 一博君	末松 義規君
前原 誠司君	三谷 光男君
大口 善徳君	伊藤 涉君
佐々木憲昭君	穀田 恵二君
あかま二郎君	鈴木 馨祐君
安次富 修君	坂井 学君
阿部 俊子君	杉村 太蔵君
井脇ノブ子君	西本 勝子君
大塚 拓君	杉田 元司君
龜岡 偉民君	木原 誠二君
近藤三津枝君	若宮 健嗣君
平 将明君	牧原 秀樹君
とかしきなおみ君	長島 忠美君

土井 亨君 清水清一朗君 土井 真樹君 馬渡 龍治君 西村智奈美君 鈴木 克昌君 三谷 光男君 後藤 斎君 木原 誠二君 林 潤君 坂井 学君 平口 洋君 杉田 元司君 中森ふくよ君 杉村 太藏君 越智 隆雄君 若宮 健嗣君 橋本 岳君 後藤 斎君 石関 貴史君 石関 貴史君 寺田 学君 越智 隆雄君 細田 博之君 清水清一朗君 河村 建夫君 鈴木 馨祐君 中馬 弘毅君 中森ふくよ君 西村 康稔君 長島 忠美君 山本 公一君 西本 勝子君 白井日出男君 橋本 岳君 河井 克行君 林 潤君 稲田 朋美君 平口 洋君 遠藤 武彦君 馬渡 龍治君 笹川 堯君 牧原 秀樹君 深谷 隆司君 末松 義規君 原口 一博君 鈴木 克昌君 岩國 哲人君 寺田 学君 前原 誠司君 長島 昭久君 中井 治君 伊藤 渉君 大口 善徳君 穀田 恵二君 佐々木憲昭君 一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 補欠 遠藤 武彦君 西本 勝子君 大野 功統君 中森ふくよ君 河村 建夫君 松本 文明君 笹川 堯君 盛山 正仁君 西村 康稔君 越智 隆雄君 野田 毅君 山内 康一君 深谷 隆司君 清水鴻一郎君	細田 博之君 矢野 隆司君 三原 朝彦君 井脇ノブ子君 岩國 哲人君 篠原 孝君 佐々木憲昭君 高橋千鶴子君 阿部 知子君 保坂 展人君 矢野 隆司君 杉村 太藏君 井脇ノブ子君 三原 朝彦君 越智 隆雄君 西村 康稔君 清水鴻一郎君 深谷 隆司君 杉村 太藏君 細田 博之君 中森ふくよ君 大野 功統君 西本 勝子君 遠藤 武彦君 松本 文明君 河村 建夫君 盛山 正仁君 笹川 堯君 山内 康一君 野田 毅君 篠原 孝君 岩國 哲人君 高橋千鶴子君 佐々木憲昭君 保坂 展人君 阿部 知子君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員 辞任 補欠 松本 大輔君 村井 宗明君 (公聴会開会承認) 一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る十四日これを承認した。 公聴会開会承認要求書 一、公聴会を開こうとする議案 平成十九年度一般会計予算 平成十九年度特別会計予算 平成十九年度政府関係機関予算 一、意見を聞こうとする問題 平成十九年度総予算について 右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。	平成十九年二月十四日 衆議院議長 河野 洋平殿 金子 一義 (議案提出) 一、去る九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出) 一、去る九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 執行官法の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律案 雇用保険法等の一部を改正する法律案 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案 児童手当法の一部を改正する法律案 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律案 漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書並びに監事の意見書 一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 犯罪による収益の移転防止に関する法律案 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律案 地方公務員法の一部を改正する法律案 統計法案 株式会社日本政策投資銀行法案 雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律案 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案 株式会社商工組合中央金庫法案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案 港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案 (議案送付) 一、去る九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案(財務金融委員長提出) 一、去る九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 一、去る十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出) (議案通知書受領) 一、去る十四日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 平成十八年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案
--	---	---	---

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十六日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、内閣の重要政策に関する事項
- 二、栄典及び公式制度に関する事項
- 三、男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 四、国民生活の安定及び向上に関する事項
- 五、警察に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その適正を期する等のため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣委員長 河本 三郎

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、裁判所の司法行政に関する事項
- 二、法務行政及び検察行政に関する事項
- 三、国内治安に関する事項
- 四、人権擁護に関する事項

二、調査の目的

裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政等の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
法務委員長 七条 明

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、文部科学行政の基本施策に関する事項
- 二、生涯学習に関する事項
- 三、学校教育に関する事項
- 四、科学技術及び学術の振興に関する事項
- 五、科学技術の研究開発に関する事項
- 六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する事項

二、調査の目的

右各事項の実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
文部科学委員長 榊屋 敬悟

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、厚生労働関係の基本施策に関する事項
- 二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
- 三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
厚生労働委員長 櫻田 義孝

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、経済産業の基本施策に関する事項
- 二、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する事項
- 三、特許に関する事項
- 四、中小企業に関する事項
- 五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
- 六、鉱業と一般公益との調整等に関する事項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
経済産業委員長 上田 勇

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、国土交通行政の基本施策に関する事項
- 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項
- 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項
- 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項
- 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項
- 六、北海道開発に関する事項
- 七、気象及び海上保安に関する事項

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成十九年二月十六日

衆議院議長 河野 洋平殿
国土交通委員長 塩谷 立

(予備的調査報告書受領)

去る十四日、厚生労働委員長から議長あて、次の予備的調査報告書の写しを受領した。

国民年金・厚生年金の納付した保険料の記録が消滅する事案等に関する予備的調査(松本剛明君外四十二名提出、平成十八年衆予調第四号)についての報告書

(質問書提出)

去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

大相撲の八百長疑惑に関する質問主意書(江田憲司君提出)

在瀋陽日本国総領事の満州国認識等に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

ロシア連邦に赴任しようとする外務省職員に対するロシア当局による査証拒否に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
旧ソ連国家保安委員会(KGB)とモスクワに在勤する外務省在外職員の関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
新しい日露関係専門家対話(二〇〇七)に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
一八五四年の琉米修好条約に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
一九三四年に外務省が編纂した「舊條約彙纂第三卷(朝鮮・琉球)」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
経済モデルによるシミュレーションに関する質問主意書(滝実君提出)
民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
北方四島におけるインフラ整備に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
在ロシア連邦日本国大使館政務担当公使の贈与等報告に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
在ロシア連邦日本国特命全權大使の人事に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
在ロシア連邦日本国大使館の大使公邸に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日朝交渉における「ミスターX」に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
ボスター等に係る公職選挙法の解釈に関する質問主意書(江田憲司君提出)

米軍嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
厚生労働省の雇用状況に関する質問主意書(山井和則君提出)
「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」に関する質問主意書(平岡秀夫君提出)
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)
二〇〇二年八月二十一日の外務事務次官室における会議に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)
一、昨十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日朝平壤宣言の作成過程における外務省条約局の関与に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)
(答弁書受領)
一、去る九日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の新建物への移転問題に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出一八五五年の琉仏修好条約に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出汪兆銘政權の性格に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題を巡るアメリカへの仲介依頼に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題についての外国政府の対応に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出無条件降伏の定義に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出満州国の地位に関する質問に對する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五九年の琉蘭修好条約に関する質問に對する答弁書
衆議院議員長妻昭君提出安倍総理発言の「押しつけた天下り」に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるインフラ整備に関する質問に對する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出国後島に日本政府が建設したプレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問に對する答弁書
平成十九年一月三十日提出
質問 第一一七号
在ロシア連邦日本国大使館の新建物への移転問題に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男
一 在ロシア連邦日本国大使館(以下、「大使館」という。)は、行財政改革から除外された聖域か。
二 二〇〇七年一月三十日付産経新聞は、「日本の在露新大使館完成 公邸移転できず 二カ所分散、肥大化批判も」との見出しで、「総工費約百億円をかけ、一流ホテル並みの豪華大使館などと批判されたモスクワの日本大使館新庁舎がこのほど完成、今春には引っ越し予定だ。ただ、新大使館移転後も、ロシア側に返還するはずだった現大使館用地は継続使用することになり、モスクワの日本人社会では、『移転とは名ばかりの大幅拡張ではないか』と疑問視する声もあがっている。

新しい日本大使館は、モスクワ中心部をめぐるサドーボエ環状線の北、グロホリスキー通りにあり、二〇〇二年一月に着工し、昨年末に完成した。地上五階建てで、敷地面積は一万五千平方メートル、延べ床面積は現大使館の約四倍にあたる一万六千五百平方メートルと「在外公館では三、四番目の広さとなる。
日ソ国交回復の翌一九五七年以来使用してきた現大使館が「手狭になったうえ老朽化した」として新築移転を計画。しかし、機密費問題など一連の外務省不祥事で国民の批判を受け、『厚生施設』として設置を予定していた地下プール(全長十七メートル)やサウナ、ボウリング場、テニスコートなどといった豪華設備の建設は中止された。現在、内装の最終チェックなどを行っており、今年三月中旬には、大使館と領事館が引っ越しを行い順次業務を開始する予定だ。
しかし、最終段階で新たな問題が浮上した。大使館に隣接する大使公邸について、新大使館とは別の場所に置くことになったのだ。
大使館側の説明によると、当初計画では大使公邸は新大使館と別の場所に移転し、現大使館が空き家となった後で、一緒にロシア側に返還する予定だった。しかし、バブルによる不動産価格高騰のため、モスクワ市内で公邸にふさわしい別の物件が見つからず、最終的に居残りを決めたという。
しかし、不動産バブルの中で大使公邸を移転先の新大使館内に造らずに別の物件を探そうとしたこと自体、見通しが甘いと批判されても仕方ない。そればかりか公邸を残したことで、使わなくなった現大使館まで、継続して借り続けるために、『公邸と同じ敷地内にある建物、身元不明の人物や団体に貸されても困るし、気持ちのいいものではない』(斎藤泰雄・駐露大使)というのがその理由だ。
大使館側は昨年度、ロシア側に旧庁舎と大使

公邸の賃貸料として年額六十万五千ドル(約七千三百五十万円)を支払った。今後の家賃などの条件は交渉中だが、旧大使館の使い道も決まらないままだ。

大使館側は「最善の方策を検討した結果だ」と説明しているが、北方領土問題など日露関係が進展しない中、大使館の建物や予算ばかりが肥大化していることへの批判は免れそうもない。」と報じていることを外務省は承知しているか。

三 外務省は「大使館」が新建物に移転後も「大使館」の現建物の用地と施設を継続使用することをいつ決定したか。

四 「大使館」の新建物の土地使用料は月額いくらか。その邦貨換算額はいくらになるか。

五 「大使館」が新建物に移転した後、「大使館」の現建物の用地と施設の継続使用料は月額いくらか。その邦貨換算額はいくらになるか。

六 「大使館」の床面積の広さは、我が国の在外公館中何番目にあたるか。

七 斎藤泰雄在ロシア連邦日本国特命全權大使(以下、「斎藤大使」という。)が産経新聞に対して、「公邸と同じ敷地内にある建物を身元不明の人物や団体に貸されても困るし、気持ちのいいものではない」と述べた事実があるか。

八 現在の「大使館」建物はロシアのいかなる団体が管理しているか。

九 八の団体が、大使公邸と同じ敷地内にある建物を身元不明の人物や団体に貸す可能性があるのか。あるならば、その根拠を具体的に明らかにしたい。

十 外務省としては七の「斎藤大使」の発言が社会通念上適切と判断するか。

十一 「斎藤大使」は日本国民全体の奉仕者か。

十二 ロシア連邦で勤務する日本の外交官にロシア語の知識が必要とされるか。

十三 「斎藤大使」は職務遂行に十分なロシア語能力を身につけているか。

十四 「斎藤大使」が着任以降、大使公邸でロシア

人を招いて行った接宴の回数を月毎に明らかにしたい。

十五 「斎藤大使」は、職務遂行に十分な人脈をクレムリン(ロシア連邦大統領府)に有しているか。

十六 二〇〇二年、当時外務省欧州局長をつとめていた「斎藤大使」が東京地方検察庁から事情聴取を受けた事実があるか。

十七 財務省は「大使館」が新建物に移転した後、現在の現「大使館」の用地と施設を継続使用することが適切と考えているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一七号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本大使館の新建物への移転問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本大使館の新建物への移転問題に関する質問に対する答弁書

一について

外務省としては、在ロシア日本大使館(以下「大使館」という。)を含めて、行財政改革に聖域はないものと承知している。

二について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

三及び五について

大使館の現在の事務所の移転後の取扱いについては、現在ロシア連邦政府と協議中であり、決定には至っていない。

四について

大使館の新事務所の土地賃料は、月額約四十一万ルーブルであり、邦貨換算で月額約百八十万円である。

六について

大使館の新事務所の床面積の広さは、我が国の在外公館の中で二番目である。

七及び十について

外務省としては、御指摘の者が、大使公邸が円滑に機能する必要性についての発言を行ったと承知しており、この発言は適切であったと考える。

八及び九について

現在の大使館の建物は、大使館が管理しているもので、大使館が大使館以外の団体に建物を貸すことは想定していない。

十一について

国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第九十六条第一項には、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げ、これに専念しなければならない。」と規定されており、御指摘の者についても、外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)第四条第一項の規定により、この規定が準用される。

十二、十三及び十五について

外務省としては、御指摘の者を含む在外職員は、一般に、任国やその他の各国・地域の言語に関する知識及び能力並びにこれらの国々等との間の人脈を有することが望ましいと考えるが、必要とされる知識、能力及び人脈については、具体的な職務の内容にもよることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

十四について

大使の会食の全体像を明らかにすることは、外交活動の個別具体的な内容が推定され、外交事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあるため、お尋ねについて公にすることは差し控えるたい。

十六について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であるので、答弁を差し控えるたい。

十七について

御指摘の点については、現在、外務省がロシア連邦政府と協議中であり、現時点でお答えすることは困難である。

平成十九年一月三十日提出
質問 第一八号

一八五五年の琉仏修好条約に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一八五五年の琉仏修好条約に関する質問主意書

一八五五年の琉仏修好条約の仮訳を明らかにしたい。

二 国際約束の定義如何。

三 二〇〇六年十月二十四日付内閣答弁書(衆質一六五第七九号)において、政府は琉仏修好条約を含む琉球王国が諸外国と締結した条約について、「いずれも日本国としてこれら各国との間で締結した国際約束ではなく」という認識を示しているが、その根拠を琉仏修好条約本文に求めることができるか。できるならば、当該部分を一の仮訳から明示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第一八号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五五年の琉仏修好条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五五年の琉仏修好条約に関する質問に対する答弁書

一について

確認できる範囲では、御指摘の「条約」と称す

るものについて、外務省作成の仮訳が存在しているとは承知していない。

二について

国際約束とは、条約等国際法上の主体の間において締結され、国際法によつて規律される国際的な合意をいう。

三について

御指摘の認識は、日本国が御指摘の「条約」と称するものの当事者ではないということ述べたものである。

平成十九年一月三十一日提出
質問 第一一九号

汪兆銘政権の性格に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 汪兆銘政権の性格に関する質問主意書

二 同盟の定義如何。

三 汪兆銘が国民政府行政院院長をつとめていた中華民國は日本と同盟関係にあったか。

四 日本が、汪兆銘が国民政府行政院院長をつとめていた時期を、中華民國を代表する政府と認めていた時期を明らかにされたか。

五 日本と汪兆銘が国民政府行政院院長をつとめていた中華民國との間で、法的拘束力を有する国際約束を締結したことがあるか。あるならば、その具体例を三つあげられたい。

五 一九四五年八月に日本がポツダム宣言を受諾し、降伏した際の中華民國と汪兆銘が国民政府行政院院長をつとめた中華民國は同一の国家であると政府は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一九号
平成十九年二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出汪兆銘政権の性格に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出汪兆銘政権の性格に関する質問に対する答弁書

一について

「同盟」という言葉は、一般に、共通の目的のために行動を共にするというような関係を意味するものとして用いられていると承知している。

二について

当時、我が国は、汪兆銘が国民政府行政院院長を務める中華民國との間で、日本國中華民間同盟條約（昭和十八年条約第十三号）を締結した。

三及び五について

当時の日本国政府は、汪兆銘が国民政府行政院院長に就任していたこと等から、千九百四十年には、同氏が中華民國を代表する立場にあったと認識していた。千九百四十五年の降伏文書の署名の時点では、蒋介石が中華民國政府主席を務めていた。

四について

当時、我が国は、汪兆銘が国民政府行政院院長を務める中華民國との間で、日本國中華民間基本關係二關スル條約（昭和十五年条約第十号）、租界還付及治外法權撤廢等二關スル日本國中華民國間協定（昭和十八年条約第二号）、日本國中華民國間同盟條約等の国際約束を締結した。

平成十九年一月三十一日提出
質問 第二一〇号

北方領土問題を巡るアメリカへの仲介依頼に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題を巡るアメリカへの仲介依頼に関する質問主意書

一 二〇〇七年一月二十八日付産経新聞が、「北方領土」米に仲介打診 政府」との見出しで、

「日本政府が昨年秋に行われた米政府との高官協議で、ロシアとの北方領土問題の解決に向け、仲介を打診していたことが二十六日、明らかにされた。米政府関係者が語った。進展の見通しが立たない中、同盟国である米国から後押ししてもらおうのが狙いとみられる。ただ、米側は突然の申し出に「困惑した」（関係者）という、現時点では積極的に関与する可能性は低いとみられる。

高官協議が行われたのは昨年十月。安倍晋三首相が就任直後に中韓両国を訪れ、関係改善に道筋をつけた後だったこともあり、「ロシアとの懸案の領土交渉の進展も図りたい」との日本政府の方針を説明し、協力を得たいとの狙いもあった（日本政府関係者）という。

日露間では昨年八月に北方領土・歯舞諸島の海域で、日本漁船がロシア国境警備艇に銃撃され死者が出るなど、関係がギクシャクしていたが、日本政府関係者は「首相にはロシアとの領土問題の解決を目指したいとの意欲がある」と説明する。

ただ、米政府関係者は「交渉を始める前から仲介を依頼されても困る」と語る。米露関係も昨年十一月の首脳会談で、ロシアの世界貿易機関（WTO）加盟をめぐる合意書に調印したものの、米国内では強権的姿勢を強めるブーチン政権への反発も強まるなど、必ずしも良好とはいえない。

と報じていることを外務省は承知しているか。

二 二〇〇六年十月に日本政府高官が「ロシアとの懸案の領土交渉の進展も図りたい」との日本政府の方針を説明し、協力を得たいとの狙いをもってアメリカ政府高官と接触した事実があるか。

三 二の接触があるならば、その際日本側からアメリカ側に北方領土問題に関する仲介を依頼したという事実があるか。

四 外務省は現時点で北方領土問題についてアメリ

リカに仲介を依頼することが適切と認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二一〇号
平成十九年二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題を巡るアメリカへの仲介依頼に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題を巡るアメリカへの仲介依頼に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二及び三について

二千六十年十月、政府職員と米国政府関係者との間で一連の協議が行われたが、外務省として、これらの協議において政府職員が御指摘の「狙い」を有していた事実及びこれらの協議において政府職員が米国政府関係者に対し御指摘の「仲介」を求めた事実があるとは承知していない。

四について

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決して、ロシア連邦との間で平和条約を締結するため、ロシア連邦政府と引き続き粘り強く交渉していく考えである。

平成十九年一月三十一日提出
質問 第二一一号

北方領土問題についての外国政府の対応に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方領土問題についての外国政府の対応に
関する質問主意書

一 現時点までに、北方領土問題について、公の
場で日本政府の立場を理解しているとの立場を
表明した国家名と、その直近の声明の年月日を
明らかにされたい。

二 国際社会において北方領土問題について、日
本の立場はロシアと比して有利であると外務省
は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二一號
平成十九年二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題につ
いての外国政府の対応に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土問題に
ついての外国政府の対応に関する質問に対
する答弁書

一 について

お尋ねの「北方領土問題について、公の場で
日本政府の立場を理解しているとの立場を表明
した」の意味が必ずしも明らかでないこともあり、
外務省として一概にお答えすることは困難
である。

二 について

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方
四島は、一度も我が国以外の国の領土となつた
ことがない我が国固有の領土であるが、お尋ね
の点を含め、平和条約の締結に関する交渉(以
下「交渉」という。)の内容にかかわる事柄につ
いて明らかにすることは、今後の交渉に支障を来
すおそれがあることから、外務省としてお答え
することは差し控えたい。

平成十九年一月三十一日提出
質問 第二二二號

無条件降伏の定義に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

無条件降伏の定義に関する質問主意書

降伏の定義如何。

二 無条件降伏の定義如何。

三 一九四五年九月に日本は降伏文書に署名した
ところ、右は日本が国家として無条件降伏をし
たことを意味するものか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二二號
平成十九年二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出無条件降伏の定義に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出無条件降伏の定
義に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

一般に、「降伏」とは、戦闘行為をやめ、敵の
権力下に入ることを意味し、その際に条件付け
のない場合には「無条件降伏」と称されることが
あると承知しているが、文脈等にもよるもので
あり、お尋ねの定義について一概にお答えする
ことは困難である。

三 について

「無条件降伏」の定義について一概に述べるこ
とが困難であるということもあり、お尋ねにつ
いては様々な見解があると承知している。

平成十九年一月三十一日提出
質問 第二二三號

満洲国の地位に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

満洲国の地位に関する質問主意書

一 国際法的に国家が成立する要件を明らかにさ
れたい。

二 満洲国の地位は、国際法の主体としての国家
の要件を満たしていたと政府は認識している
か。

右質問する。

内閣衆質一六六第二三號
平成十九年二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出満洲国の地位に関
する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出満洲国の地位に
関する質問に対する答弁書

一 について

国際法上、一般に、国家は、一定の領域にお
いてその領域に在る住民を統治するための実効
的政治権力を確立していることが必要とされて
いる。

二 について

当時の日本国政府は満洲国を国家承認した
が、その判断の可否は、歴史的な事象に関する
評価にかかわる問題であるので、専門家等によ
り議論されるべきものと考えており、お尋ねに
ついてはお答えを差し控えたい。

平成十九年一月三十一日提出
質問 第二二四號

一八五九年の琉蘭修好条約に関する質問主
意書

提出者 鈴木 宗男

一八五九年の琉蘭修好条約に関する質問主
意書

一 一八五九年の琉蘭修好条約の仮訳を明らか
にされたい。

二二〇〇六年十月二十四日付内閣答弁書(衆質
一六五第七九号)において、政府は琉蘭修好条
約を含む琉球王国が諸外国と締結した条約につ
いて、「いずれも日本国としてこれら各国との
間で締結した国際約束ではなく」という認識を
示しているが、その根拠を琉蘭修好条約本文に
求めることができるか。できるならば、当該部
分を一の仮訳から明示されたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二四號
平成十九年二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五九年の琉
蘭修好条約に関する質問に対し、別紙答弁書を送
付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出一八五九年の琉
蘭修好条約に関する質問に対する答弁書

一 について

確認できる範囲では、御指摘の「条約」と称す
るものについて、外務省作成の仮訳が存在して
いるとは承知していない。

二 について

御指摘の認識は、日本国が御指摘の「条約」と
称するものの当事者ではないということを述べ
たものである。

平成十九年一月三十一日提出
質問 第二二五號

安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関
する質問主意書

提出者 長妻 昭

安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関
する質問主意書

安倍晋三内閣総理大臣は、平成十九年一月二十

六日の所信表明演説の中で、「予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職を根絶するため、厳格な行為規制を導入します」と発言されている。

また、安倍総理は、平成十九年一月二十九日の松本剛明民主党政調会長の代表質問に対して、「いわゆる押しつけ的な天下りについて、それを根絶する、私は根絶をしてまいる」と答弁されている。

そこでお尋ねする。

一 「天下り」とはどのようなものだと思われているか。

二 総理の発言にある「予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職」と「いわゆる押しつけ的な天下り」とは同じ概念か。それぞれその意味を実態に沿って詳細に説明願いたい。

三 過去五年間の「予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職」または、「いわゆる押しつけ的な天下り」の事例について、それぞれ府省庁ごとに天下り先と天下り年月をお示し願いたい。

四 三に関して、すべての事例をお示し頂くことが困難な場合、代表的事例を具体的に示し願いたい。

五 三の質問に一切、答えられないのであれば、その理由をお示し願いたい。過去五年間に「予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職」または、「いわゆる押しつけ的な天下り」は実施されていないとお考えか。お答え願いたい。

六 仮に、これまで「予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職」または、「いわゆる押しつけ的な天下り」の事例が存在しないとする、初めから存在しないものを根絶することは不可思議だ。これでは天下りは従来通り、何も変わらず続くことになる。押し付け的

でないあつせんによる再就職は、問題が無く、今後も続けるということか。

七 平成十六年五月二十八日に「天下りあつ旋に関する質問主意書」を提出し、同八月三十一日に答弁書を頂いた。平成十一年から平成十五年までの五年間で、職員の再就職につきあつせん、仲介等を行ったことが確認されたものの人数は、合計三千二十七人だった。同要件での最新の過去五年間の合計人数をお示し願いたい。

八 平成十六年五月二十八日に提出した「天下りあつ旋に関する質問主意書」と同様の質問を以下にする。この答弁書と同様の形式で、最新の数字をお答え願いたい。

1 府省庁ごとに、天下り先をあつ旋する部課等名をお示し願いたい。それぞれのそのような手法であつ旋しているか。また、それぞれ、過去五年間で、何人の天下り先をあつ旋したか。

2 府省庁から、企業や団体等に天下り受け入れの要請をした事例は、過去五年間にあるか。あるとすれば、府省庁ごとケースごとに、時期及び件数とその実態をお示し願いたい。

3 今後、あつ旋を止める予定はないのか。あつ旋は妥当と考えるか。

質問番号を束ねて粗く不誠実な回答をするのではなく、質問番号ごとに誠実に回答を頂くことを願う。

右質問する。

内閣衆質一六六第二五号
平成十九年二月九日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員長妻昭君提出安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出安倍総理発言の「押しつけ的な天下り」に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「天下り」とは、一般的には各府省で退職後の幹部職員を企業、団体等に再就職させることをいうものと考えている。

二 について

安倍内閣総理大臣の、平成十九年一月二十六日の施政方針演説における「予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職」と同月二十九日の衆議院本会議答弁における「いわゆる押しつけ的な天下り」とは、同じ概念であり、その意味は、字義のとおりであるが、規制の対象範囲について検討中であり、詳細についてお答えすることは差し控えたい。

三から五までについて
お尋ねの事項について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

六 について
職員の再就職のあつせん、仲介等については、適正に行われる限り、別段問題はないと考えているとこれまで国会等の場において答弁してきたところ、予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職については、国民の厳しい批判があることを踏まえて、これを根絶しようとするものである。

七、八の1及び八の2について
お尋ねの事項について、調査を行うことは膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

八の3について
六について述べたとおり、予算や権限を背景とした押しつけ的なあつせんによる再就職を根絶することが必要であると考えている。

平成十九年二月一日提出
質問 第二六号

民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する質問主意書
意書

一 二〇〇七年一月三十一日、東京高等裁判所刑事第五部が公判を行い、外務省職員の佐藤優事務官を被告人とする背任、偽計業務妨害事案に対し判決を言い渡したが、右公判を外務省職員が傍聴したという事実があるか。事実があるならば、当該職員の所属局課、官職氏名を明らかにされたい。

二 一の刑事裁判を外務省職員が傍聴した法令上の根拠を明らかにされたい。

三 外務省における情報提供者の定義如何。

四 二〇〇二年四月にイスラエル国テルアヴィブ市で行われた国際学会に袴田茂樹青山学院大学教授が参加したという事実について外務省は承知しているか。

五 四の国際学会に出席した後、袴田茂樹教授がモスクワに立ち寄ったという事実について外務省は承知しているか。

六 五の袴田茂樹教授のモスクワ滞在中に、在ロシア連邦日本国大使館員が同教授と接触したという事実があるか。

七 五の袴田茂樹教授のモスクワ立ち寄りが私用であつたと外務省は認識しているか。

八 私用のために公金を支出することが外務省では認められているか。認められているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

九 二〇〇六年四月一日以降、外務省が袴田茂樹教授から情報提供を受けたという事実があるか。右質問する。

内閣衆質一六六第二六号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出民間人学者のモスクワ立ち寄り経費の外務省関連国際機関による負担に関する質問に対する答弁書

一及び二について

外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)等に規定する所掌事務の一環として、同省の大臣官房人事課及び欧州局ロシア支援室の事務官が御指摘の公判を傍聴した。

三について

情報とは、一般に、ある事柄についての内容若しくは知識又は知らせを意味するものと承知しており、情報提供者とは、一般に、情報を与える者又はもたらす者のことを意味すると承知している。

四から七までについて

外務省として、御指摘の事実があるとは承知していない。

八について

外務省では、公務に必要な場合、所要の経費を支出する。

九について

二千六年四月以降、外務省として、御指摘の教授から、三についてでいうところの情報の提供を受けたことはある。

平成十九年二月一日提出
質問 第二七号

外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問主意書

一

外務省が編纂する「日本外交文書」という史料集が存在すると承知するが、右が刊行されるに至った経緯を明らかにされたい。

二 「日本外交文書」にはどの時期の史料が収録されているか。

三 外務省が「日本外交文書」の編纂に従事する法令上の根拠を明らかにされたい。

四 「日本外交文書」に改竄文書を収録することが認められているか。認められているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。

五 過去に「日本外交文書」に改竄文書が収録されていたことが露見したことがあるか。あるならば直近の事例三件を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第二七号

平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が編纂する「日本外交文書」に関する質問に対する答弁書

一及び二について

昭和八年に外務省に設置された調査部が外務省に保管されている明治期以降の記録文書を編さんし、昭和十一年にお尋ねの史料集の第一巻第一冊が刊行された。

三について

外務省は、外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第二十二号において、外交史料の編纂に関する事務をつかさどることとされている。

四及び五について

いかなる文書が「改竄文書」に当たることが必ずしも明らかでないことなどから、外務省として、お尋ねについてお答えすることは困難である。

平成十九年二月一日提出
質問 第二八号

在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問主意書

一 在ロシア連邦日本国大使館(以下、「大使館」という。)はインテリジェンス活動に従事しているか。

二 「大使館」の倉井高志公使がロシア対外諜報庁(SVR)に所属する諜報機関員と定期的に接触しているという事実があるか。右接触は斎藤泰雄在ロシア連邦日本国特命全權大使の了解を得た上で行われているか。

三 倉井高志公使の現職への発令日を明らかにし、この日以降、同公使が国家公務員倫理法に基づき提出した贈与等報告書の件数を明らかにされたい。

四 倉井高志公使がロシアの諜報機関員と接触することが北方領土交渉の進展に肯定的影響を与えると外務省は認識しているか。

右質問する。

内閣衆質一六六第二八号
平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館のインテリジェンス活動に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

外務省が行っている情報収集の内容等について具体的に述べることは、対外的な関係において我が国が不利益を被るおそれがあるため、答弁を差し控えたい。

三について

外務省において確認できる範囲では、御指摘の職員が現職に発令された平成十七年十月三日以降、国家公務員倫理法(平成十一年法律第九十九号)第六条第一項の規定に基づく五千円を超える贈与等又は報酬の支払に係る報告の提出はない。

平成十九年二月一日提出
質問 第二九号

北方四島におけるインフラ整備に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方四島におけるインフラ整備に関する質問主意書

一 インフラの定義如何。

二 北方四島はロシアによって不法占拠されているというのが日本政府の基本認識と承知するが、確認を求める。

三 プレハブ倉庫はインフラに該当するか。

四 北方四島に日本政府が設置したインフラを時系列順にすべてあげられたい。

五 国後島に日本政府がプレハブ倉庫を設置した経緯を明らかにされたい。

六 国後島のプレハブ倉庫はロシアの法令を遵守して設置されたものか。

七 北方四島に日本政府がロシアの法令に従つてインフラを設置することはロシアの不法占拠を是認することになると思料するが、外務省の認識如何。
右質問する。

内閣衆質一六六第二九号
平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるインフラ整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島におけるインフラ整備に関する質問に対する答弁書

一、三及び四について

「インフラ」について画一的な定義があるとは承知していないこともあり、何が御指摘の「インフラ」に該当するかは一概にお答えすることは困難である。

二について

ロシア連邦は法的根拠なく北方四島を占拠している。

五について

千九百九十三年に、政府が国際機関である支援委員会に拠出した資金を用いて同委員会が、人道支援の一環として、国後島に倉庫を建設したと承知している。

六及び七について

支援委員会による北方四島住民に対する支援

は、我が国国民が北方四島において北方領土問題に関する我が国の立場を損なわない形で一定の活動を行うために設定されている日露間の枠組みの実施に関連して行われていたこと等から、北方領土問題に関する我が国の立場を損なうものではないと考えている。

平成十九年二月一日提出
質問 第三〇号

国後島に日本政府が建設したブレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国後島に日本政府が建設したブレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問主意書

一 二〇〇六年十二月二十八日付北海道新聞夕刊が、「人道支援で建設 国後のブレハブ倉庫 国境警備局が利用 〇三年から事務所に 日本側に無断」との見出しで、

「北方領土の国後島・古釜布（ユジノクリーリスク）に日本政府が人道支援物資の保管用に建設したブレハブ倉庫が、ロシア・サハリン沿岸国境警備局の事務所として利用されていることが分かった。日本政府が使用方法を制限することとはできないが、領土返還の環境づくりのための施設を、ロシア側が国境警備活動に利用している形で、元島民や領土返還運動関係者から批判の声が上がりそうだ。

古釜布の南クリール地区行政府などによると、国境警備当局がブレハブ倉庫を事務所とし

て使い始めたのは二〇〇三年。倉庫は古釜布港から徒歩十分ほどの海岸近くにあり、同局職員二、三人が常駐し、ロシア人や外国人の上陸の際の書類審査などを行っている。

それまで倉庫は日本政府が北方領土のロシア人住民に送っていた人道支援の食料品保管用に使われていた。しかし、食料品が島民に渡った後の倉庫は空き状態となるため、有効活用のために同局に引き渡されたという。

倉庫は鉄骨二階建て延べ約五百五十平方メートル。日本政府が領土返還と平和条約締結に向けた環境づくりのため、人道支援の位置づけで一九九三年に二千五百万円で建設した。

同様の施設は九四年、色丹、択捉両島にも建設され、色丹島ではその後図書館に、択捉島では人道支援の医療品保管庫として使われている。

外務省ロシア支援室によると、国後島の倉庫引き渡しの際、ロシア側は使途について「人道支援物資の保管や、島民や日本人のための行事に利用する」とした受領書を日本側に提出した。同室の川端一郎室長は「これまでにロシア側から使途変更の連絡はない。事実確認をしてから対応を考えたい」と話す。

ロシア国境警備局は近年、北方領土海域での警備を強化しており、今夏には根室の漁船が同局の警備艇に銃撃され、乗組員一人が死亡する事件も起きた。日本政府は人道支援内容を見直し、〇四年から倉庫などの施設建設をやめているが、警備当局による施設利用が明らかになったことで、支援のあり方があらためて問われるうだ。」

と報じていることを外務省は承知しているか。

二 北方領土の国後島・古釜布に日本政府が人道支援物資の保管用に建設したブレハブ倉庫（以下、「ブレハブ倉庫」という。）が、ロシア・サハリン沿岸国境警備局の事務所として利用されているという事実があるか。

三 二の事実があるならば、外務省はいつそれを承知したか。

四 外務省はロシア国境警備局が「ブレハブ倉庫」を使用していることが日本国の国益に照らして適切と認識しているか。

五 二〇〇七年二月一日現在、「ブレハブ倉庫」をロシア国境警備局が使用しているという事実があるか。

右質問する。

内閣衆質一六六第三〇号
平成十九年二月九日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島に日本政府が建設したブレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国後島に日本政府が建設したブレハブ倉庫のロシア国境警備局による使用問題に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道については承知している。

二及び三について

外務省は、二千六年十二月、お尋ねの「ブレハブ倉庫」が国後島の警備隊によって使用されていると国後島関係者から情報を得た。

四及び五について

外務省としては、国際機関である支援委員会に政府が拠出した資金を用いて同委員会が国後島に建設した「ブレハブ倉庫」が、人道支援物資の保管等の本来の目的に合致しない形で使用されていることは遺憾であると考えており、本来の目的に沿って使用するように申し入れた。これを受けて、現在、国後島関係者間で調整が行われていると承知している。

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓併合に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四一年の対米開戦通告の公電に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四一年の対英開戦通告に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題を巡る外務省の広報に関する質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出少子化問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の広報活動に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出国民の知れたい権利と国会議員の資料要求への対応をめぐる外務省の認識に関する質問に対する答弁書

平成十九年二月二十日 衆議院会議録第七号

議長長の報告

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族の先住民民族としての権利に関する再質問に対する答弁書

平成十九年二月二日提出

質問 第三 一 号

日韓併合に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一 日韓併合に関する質問主意書
国際法において国家はどのような場合に消滅するか。

二 日韓併合により韓国という国家が消滅したか。

三 日韓併合は当時の国際法規範に合致して行われたものか。

四 日韓併合の過程で日本側に何らかの瑕疵があったか。あったとするならば、それはどのような内容か。

右質問する。

内閣衆質一六六第三一 号

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓併合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出日韓併合に関する質問に対する答弁書

一について

国際法上、国家の消滅につき確立した定義があるとは承知しておらず、お尋ねにつき一概にお答えすることは困難である。

二から四までについて

韓国併合二關スル條約(明治四十三年条約第四号)は、国際法上有効に締結されたと認識している。いづれにせよ、同条約は、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約(昭和四十年条約第二十五号)第二条において、もはや無効であることが確認されている。

平成十九年二月二日提出

質問 第三 二 号

一九四一年の対米開戦通告の公電に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

一九四一年の対米開戦通告の公電に関する質問主意書

一九四一年十二月の対米開戦通告に関する公電の原文はどこに保管されているか。

二二〇〇六年十二月三十日付産経新聞が、「日米開戦 最後通告 外務省 公電を改竄 大使館に責任転嫁？」との見出しで、

「昭和十六年十二月の日米開戦で最後通告の手渡しが遅れ、米国から『だまし討ち』と非難された問題で、戦後、この最後通告の公電が改竄され、外務省が編纂した公式文書『日本外交文書』が誤ったまま収録していたこと

が二十九日、分かった。外務省は「公電の原文がない」と説明していたが、産経新聞の調べで国会図書館に保管されていたことがわかり、判明した。原文にある「十四部に分割して打電する」とした重要部分を削除したもので、『在ワシントン大使館の怠慢による手交遅れ』との通説に一石を投じることになりそうだ。

削除されていたのは、最後通告の打電を知らせる九〇一電の二項部分。原文では「右別電ハ長文ナル關係モアリ全部(十四部二分割打電スベシ)接受セラルルハ明日トナルヤモ知レサルモ」となっている。

ところが、終戦直後の昭和二十一年二月付外務省編纂『外交資料・日米交渉・記録ノ部(昭和十六年二月ヨリ十二月マデ)』に収録された九〇一電の手書きの写しでは、「(十四部二分割打電スベシ)」の部分が削られていた。

日本外交文書はこれを基に平成二年に出版され、外交史研究などの基礎資料になっている。

公電の原文は、大使館も、最後通告電が計十四部送られてくることを大使館側が事前に承知していたことを裏付けている。

開戦当時の日本外交を研究している元ニュージールランド大使の井口武夫尚美学園大名誉教授によると、当時は電信事務では、全部で何分割されたかが分からない状況では、電信担当官を帰宅させてはならなかった。逆に事前に十四部あることが分かっていたれば、残り一部だけを待つて徹夜させるのは行き過ぎ、という。

實際、ニューヨーク在住で当時の大使館員で唯一生存する吉田寿一・元大使館電信担当官も今年九月、井口氏に『最後の十四日目』がいくら待っても来なくて、ひたすら電信室で待つていたが、午前三時過ぎに、あと一部だけ山が見えたから、上司に、数時間でも朝まで帰宅して休むよう指示された』と証言した。

結局、最後の一部に事実上の最後通告となる『日米交渉の打ち切り』が明記されていた。

井口氏は、分割電文数が事前に伝えられていなければ、途中で帰宅した大使館側の過失責任になりうると指摘。その上で、『A級戦犯として巣鴨拘置所に収監された東郷茂徳外相らを救うため、本省側に、一切の責任を大使館側に押し付ける意図があったのではないかと改竄の理由を推理している。

日本国際政治学会会長の細谷千博一橋大名誉教授(国際政治)は『書き手が小細工をしたかどうかは判別しにくい、作為を感じる』という。

外務省は当初、『公電の原文はない』としていた。しかし、産経新聞が国会図書館に保管されていた原文の存在を指摘したところ、口頭で『写しに』(十四部二分割打電スベシ)の文言がない理由については、資料もなく、今となつては分からない。外務省としては、今後資料のさらなる発掘、研究ならびに外交記録の適切な管理に遺漏なきよう、取り組んでいきたい』と回答した。

と報じていること(以下、『産経新聞報道』という。)を外務省は承知しているか。

臣官房総務課外交史料館の業務に従事していたことがあるか。あるとするならば、その期間、業務の内容を明らかにされたい。

四 『産経新聞報道』において、細谷千博一橋大名誉教授は、『書き手が小細工をしたかどうかは判別しにくい、作為を感じる』と述べているところ、外務省も認識を共有するか。右質問する。

内閣衆質一六六第三二号
平成十九年二月十三日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出一九四一年の対米開戦通告の公電に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木宗男君提出一九四一年の対米開戦通告の公電に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
外務省として、御指摘の報道については承知している。外務省において、御指摘の報道に言及されている『九〇一号電』の原本の所在について確認することはできない。

三について
外務省として、御指摘の教授に対し、昭和四十五年から現在に至るまで『日本外交文書』編集委員会委員長として編さん刊行に係る業務を委嘱している。

四について
御指摘の報道において『(十四部二分割打電

スベシ)』の部分が削られていた』とされている点については、外務省に保管されている資料からは、御指摘の国会図書館所蔵の文書が御指摘の公電の原文と同一であるか否かを確認することができないため、確定的なことを申し上げることは困難である。

平成十九年二月二日提出
質問 第三三三三号

一九四一年の対英開戦通告に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

一九四一年の対英開戦通告に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

一九四一年十二月、日本政府はイギリスに対してどのような手続きをとって開戦通告を行ったか。

一九四一年十二月、日本政府が対英開戦通告を行う前に日本軍がイギリス軍と戦闘を行ったという事実があるか。

三 対英開戦通告に関する日本側の手続きに何らかの瑕疵があったか。右質問する。

内閣衆質一六六第三三三三号
平成十九年二月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出一九四一年の対英開戦通告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出一九四一年の対英開戦通告に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

外務省において調査した範囲では、御指摘の経緯を明確にする資料は確認されていないが、千九百四十一年十二月八日に、日英間の戦争状態が始まったものと認識している。

平成十九年二月二日提出
質問 第三三四号

竹島問題を巡る外務省の広報に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

竹島問題を巡る外務省の広報に関する質問主意書
提出者 鈴木 宗男

一 竹島問題に関して外務省は必要かつ十分な広報活動を行っているか。

二 過去に竹島問題に関する韓国語の資料を外務省が作成したことがあるか。あるならば、いつ、どのような内容で、その資料はどのように活用されたか明らかにされたい。

三 二〇〇六年一月一日以降、外務省は竹島問題に関するどのような広報資料を作成したか。時系列順に記されたい。

四 竹島問題に関する外務省の広報戦略について説明し、かかる広報が竹島問題の解決に向けてどのような効果をもたらすかについての外務省の見通しを明らかにされたい。右質問する。

内閣衆質一六六第三四号

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題を巡る外務省の広報に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出竹島問題を巡る外務省の広報に関する質問に対する答弁書

一及び四について

外務省としては、竹島の領有権に関する問題の平和的解決のため、我が国と大韓民国双方の国民が、竹島に関する正確かつ客観的な事実について認識を共有することが重要であると考え、このため、我が国の立場を主張し、幅広い理解を深めていく上でより有効な方策を不断に検討しつつ、広報活動を行っているところであり、今後ともその充実に努めてまいりたい。

二について

平成十六年三月、竹島問題に関する我が国の立場等について、在大韓民国日本国大使館ホームページに韓国語で掲載した。

三について

平成十八年十二月、竹島問題に関する我が国の立場等について、外務省ホームページの掲載内容を更新した。

平成十九年二月五日提出
質 問 第 三 五 号

少子化問題に関する質問主意書

提出者 辻元 清美

少子化問題に関する質問主意書

一月二七日に柳澤伯夫厚生労働大臣が「一五から五〇歳の女性の数は決まっている。産む機械、装置の数は決まっているから、あとは一人頭で頑張ってもらわなければならない」と発言された。柳澤大臣の発言は女性の人権を踏みにじるものであり断じて許されないことだが同時に、安倍内閣の「少子化問題」に関する認識や政策のあり方を問われるものである。そこで以下、お尋ねする。

一 安倍総理は一月三〇日の辻元の代表質問に対する答弁の中で、柳澤大臣の発言は「不適切であり、国民に誤解を与えた」と述べたが、柳澤大臣の発言のどこがどのように不適切であると考え、国民が何をどのように「誤解」したと考えるのか。

二 柳澤大臣の発言は、第四回世界女性会議・北京宣言の一七条「すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。」に反すると思うが如何か。

三 柳澤大臣の発言は、日本が批准する国連の女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の基本的な理念に反していると思うが如何か。反していないとすれば、その理由を明らかにされたい。

四 安倍総理は「少子化」はなぜ、問題だと考えるのか。

五 安倍総理は「少子化」の原因はどこにあると考えるのか。

六 現在、安倍内閣がすすめている少子化対策はなにか。できるだけ具体的に明らかにされた

七 「少子化」が解決するというのはどういうことか、明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三五号

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員辻元清美君提出少子化問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出少子化問題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成十九年一月二七日に島根県松江市において柳澤厚生労働大臣が人口推計に関して述べた際の御指摘のような発言が女性の方々を傷つける不適切なものであり、その発言が、同大臣の真意である、又は政府の方針等であるかのような誤解を国民に与えたことを考えるものである。

二及び三について

一についてでお答えしたとおり、御指摘のような柳澤厚生労働大臣の発言は、同大臣の真意によるものではなく、平成七年九月十五日に第四回世界女性会議において採択された北京宣言第十七項及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（昭和六十年条約第七号）の「基本的な理念」を否定する意図を有するものではない。

四について

我が国における少子化の急速な進行は、我が

国の人口構造にひずみを生じさせ、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらし、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会における活力の低下等、二十一世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらしかねない大きな問題であると考えている。なお、政府としては、これに対応するための施策に積極的に取り組んでまいりたい。

五について

少子化の主な原因は、未婚化や晩婚化の進行と夫婦が持つ子どもの数の減少であると考えている。この背景には、核家族化や都市化による家庭の養育力の低下、育児の孤立、育児の負担感が大きいこと、家庭生活との両立が困難な職場の在り方、結婚や家族に関する意識の変化、若年失業の増大など若者の社会的自立を難しくしている社会経済状況等があると考えている。

六について

政府としては、児童手当の乳幼児加算の創設、育児休業給付の引上げ、延長保育など多様な保育ニーズへの対応、長時間の時間外労働を抑制するための取組の強化等の政策を着実に実行に移すとともに、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的な考え方に置き、制度、政策、意識改革等のあらゆる観点から、効果的な対策の再構築、実行を図るため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定することとしている。

七について

お尋ねの「少子化」が解決するとは、少子化社会対策基本法（平成十五年法律第三十三号）

の前文に定められているとおり、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることでできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることであると考えている。

平成十九年二月五日提出
質問 第三六号

在ロシア連邦日本国大使館の広報活動に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館の広報活動に関する質問主意書

一 二〇〇七年一月二十三、二十四日に行われた日露戦略対話に関して、在ロシア連邦日本国大使館以下、「大使館」というのは十分な広報活動を行ったか。

二 二〇〇七年一月三十日付産経新聞が、「足元みられた日本 戦略対話に無関心、サハリン2『日本が感謝』と報道」との見出しで、「日露両国初の戦略対話が二十三、二十四日の両日、モスクワで開かれたが、ロシア側はその結果に、ほとんど関心を示していない。一方でロシアが完成間近の石油・天然ガス事業『サハリン2』を半ば強制的に国有化した事実に対しては、日本側が感謝しているとも受け取れる内容の報道ぶりだ。」

イタル・タス通信によると、『戦略対話で北方領土問題については話し合わない』と述べて

いたロシアのデニソフ外務第一次官は、二日間の協議後、平和条約締結問題について触れたことは認めながら、同問題は別の枠組みで協議すると言明。『平和条約締結は、日露関係が全面的に発展したときだ』とも強調し、北方領土問題の解決は当面はあり得ないとの明確な姿勢を示した。

同通信はさらに、共同通信を転電する形で、安倍晋三首相が年内の訪露を検討していると報道。さらに『安倍首相がロシア大統領との会談を望んでいる』と伝え、日本側が領土問題を解決するためにプーチン大統領にすり寄ろうとしているとの印象を与えた。

一方、戦略対話の翌二十五日には訪露した資源エネルギー庁の望月晴文長官が、サハリン2の主導権を握ったロシア国営天然ガス独占企業体ガスプロムのミレル社長と天然ガス分野における協力関係構築に向けた会談を行った。

ロシアの有力日刊紙ガゼータは二十六日、『ガスをめぐり』と題した記事で、サハリン2で日本の商社がロシア側に権益を『略奪』されても、サハリン2から日本への液化天然ガス(LNG)の安定供給を確保するために、会談に遅れないよう自動車から地下鉄に乗り換え、ロシア側に頭を下げて回る日本側の姿勢を揶揄してみせた。

三 日露戦略対話について、モスクワで発行された新聞に論評が何件掲載されたか。それぞれの論評の内容を明らかにするとともに、当該論評を報告した公電の外務本省に到着した日時を明らかにされたい。

四 日露戦略対話に関し、ロシア国営イタル・タ

ス通信社が「日本側が領土問題を解決するためにプーチン大統領にすり寄ろうとしているとの印象」を与える報道を行ったという事実があるか。そのような事実があるとするならば、「大使館」はイタル・タス通信社に対してどのような働きかけをしたか。

五 二〇〇七年一月二十六日付「ガゼータ」紙が「ガスをめぐり」と題する記事を掲載したという事実があるか。事実があるならば、当該記事の内容を明らかにされたい。

六 五の記事を「大使館」は外務本省に公電で報告したか。報告したならば、当該公電が外務本省に到着した日時を明らかにされたい。

七 五の記事の内容は日本政府の立場と合致しているか。合致していないとするならば、「大使館」は「ガゼータ」紙に対してどのような働きかけを行ったかについて明らかにされたい。

内閣衆質一六六第三六号
平成十九年二月十三日

衆議院議長 河野 洋平 殿
安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の広報活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館の広報活動に関する質問に対する答弁書

一 について
在ロシア日本国大使館において、第一回日露

戦略対話について、ロシア連邦に駐在する日本の報道機関による冒頭取材を手配し、当該報道機関に対し、同対話の結果概要についての資料を提供した。

二 について
外務省として、御指摘の報道については承知している。

三 について
外務省が承知する限りでは、日露戦略対話の目的について論評する記事が一件、現地の新聞に掲載された。この報道に関する公電は、平成十九年二月七日午前零時十三分に外務省において受信した。

四 について
外務省として、御指摘の通信社が日露戦略対話に関し、御指摘の「印象」を与える報道を行ったとは承知していない。

五 について
御指摘の記事が掲載された事実はある。当該記事の内容は、望月資源エネルギー庁長官の訪露の目的等に関するものである。

六 について
お尋ねの公電は、平成十九年二月六日午後九時四十五分に外務省において受信した。

七 について
御指摘の記事は、望月資源エネルギー庁長官の訪露の際に行った協議の内容を含むものであり、日本政府の立場を反映しているか否かについてを含め、当該内容を明らかにすることは、ロシア連邦との関係もあり、差し控えた

平成十九年二月五日提出
質問 第三七号

国民の知る権利と国会議員の資料要求への対応をめぐる外務省の認識に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

国民の知る権利と国会議員の資料要求への対応をめぐる外務省の認識に関する質問主意書

一 誠実の定義如何。
二 国会議員は全国民を代表していると外務省は認識しているか。
三 国会議員の資料要求に応えることは国民の知る権利に応えることになるという認識を外務省は有しているか。

四 過去に外務省が国会議員からの資料要求を拒否したことがあると承知するが、直近の五事例について、国会議員名、要求された資料の内容、拒否の理由について明らかにされたい。

五 四で外務省が資料要求を拒否した事案の内、その後、情報公開法に基づく請求に応じて外務省が情報を開示した事例があるか。あるならば、その内容を具体的に明らかにされたい。

六 四、五の事実関係に照らした場合、外務省は国会議員の資料要求に誠実に対応しているといえるか。内閣の認識を問う。
右質問する。

内閣衆質一六六第三七号

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

平成十九年二月二十日 衆議院会議録第七号

衆議院議員鈴木宗男君提出国民の知る権利と国会議員の資料要求への対応をめぐる外務省の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出国民の知る権利と国会議員の資料要求への対応をめぐる外務省の認識に関する質問に対する答弁書

一 誠実とは、一般に、偽りがなく、まじめなことを意味すると承知している。

二 憲法第四十三条第一項に、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と規定されていると承知している。

三 外務省としては、いわゆる国民の知る権利については、十分尊重されるべきものであり、国会議員から資料の提供の請求があつた場合には、可能な限り協力すべきものと考えている。

四 外務省においては、国会議員に対する資料の提供を差し控えたすべての事案を網羅した資料は作成しておらず、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、お尋ねの事案として、例えば、衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員からの資料請求に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書(平成十八年十月六日内閣衆質一六五第二一号)においてお答えしたものと及び衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員の資料請求に対する外務省の対応に関する質問に対する答弁書(平成十九年二月六日内閣衆質一六六第八号)においてお答えしたものがあつた。

五 について

四 について述べた事案のうち、衆議院議員鈴木宗男君提出国会議員からの資料請求に対する外務省の認識に関する質問に対する答弁書(平成十八年十月六日内閣衆質一六五第二一号)においてお答えしたものがお尋ねの事例に当たると承知している。

六 について

国会議員から必要な資料の要求があつた場合には、これに可能な限り協力すべきものであるが、相当の理由がある場合には、判断の上、要求に応じないことも許されるものと考えており、外務省は、このような考え方にに基づき対応しているものと承知している。

平成十九年二月五日提出
質問 第三八号

外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する質問主意書

一 二〇〇七年一月にモスクワで行われた谷内正太郎外務事務次官とデニソフ露外務第一次官の間で行われた日露戦略対話に同行し、原田親仁欧州局長(以下、「原田局長」という。)、松田邦紀ロシア課長(以下、「松田課長」という。))がモスクワに出張したという事実があると承知するが、確認を求める。
二 「原田局長」の出張期間とそのために支出された交通費、日当、宿泊費を明らかにされたい。

三 「松田課長」の出張期間とそのために支出された交通費、日当、宿泊費を明らかにされたい。

四 過去に外務副大臣がモスクワに出張した際に欧州局長、ロシア課長の両名が同行した事例があるか。あるならば直近の事例を具体的に明らかにされたい。

五 過去に外務大臣政務官がモスクワに出張した際に欧州局長、ロシア課長の両名が同行した事例があるか。あるならば直近の事例を具体的に明らかにされたい。

六 今般の「原田局長」、「松田課長」のモスクワ出張は日本の国益を確保するために必要不可欠であつたと外務省は認識しているか。かかる認識を有しているとするならば、その具体的根拠を明らかにされたい。
右質問する。

内閣衆質一六六第三八号
平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務事務次官のモスクワ出張への欧州局長、ロシア課長の同行の必要性に関する質問に対する答弁書
一 について
御指摘の事実はある。
二 について
御指摘の局長は、二〇〇七年一月二十二日から

同月二十七日までの期間、ロシア連邦モスクワ市等に出張した。この出張に係る旅費のうち、交通費は九十六万八千五百円、日当は四万一千二百円、宿泊料は八万五千八百円である。

三について
御指摘の課長は、二十七年一月二十二日から同月二十七日までの期間、ロシア連邦モスクワ市に出張した。この出張に係る旅費のうち、交通費は八十四万八千四百二十五円、日当は四万五百円、宿泊料は九万円である。

四について
お尋ねについては、例えば、二十四年に逢沢一郎外務副大臣(当時)がモスクワ等に出張した際に、外務省欧州局長及びロシア課長が同副大臣に同行した事例がある。

五について
外務省において保管されている文書からは、御指摘の事例は確認されなかった。

六について
外務省としては、御指摘の局長及び課長のモスクワへの出張については、二十七年一月二十三日及び二十四日にモスクワで行われた第一回日露戦略対話において谷内外務事務次官を補佐する等の両人の役割等にかんがみ、その必要があったと認識している。

平成十九年二月五日提出
質 問 第三九号
在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問主意書

一 在ロシア連邦日本国大使館(以下、「大使館」という。)は、平山郁夫氏が作成した「永平寺の森」という絵画を保有すると承知するが、当該絵画の購入価格、時価を明らかにされたい。
「永平寺の森」は「大使館」のいかなる場所に展示されているか。

二 「大使館」は、横山大観氏が作成した「富士山」という絵画を保有すると承知するが、当該絵画の購入価格、時価を明らかにされたい。「富士山」は「大使館」のいかなる場所に展示されているか。

三 「大使館」は、六曲一双の金屏風を保有していると承知するが、この金屏風はどのような目的のために使用されているか。金屏風の購入価格を明らかにされたい。

四 「大使館」が保有する美術品については、適正な保管がなされているか。「大使館」における美術品の管理責任者の官職氏名を明らかにされたい。

内閣衆質一六六第三九号
平成十九年二月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館が保有する美術品に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の絵画は、我が国の文化を紹介する目的で制作者に作成を依頼して直接購入したものであり、その購入価格を明らかにすることは制作者に対する評価に影響を及ぼすおそれがあること等から、答弁を差し控えたい。御指摘の絵画の時価については、外務省として、確定的にお答えすることは困難である。御指摘の絵画は、在ロシア日本国大使館(以下「大使館」という。)の大使公邸に掲示されている。

二について

御指摘の絵画は、寄贈を受けたものである。御指摘の絵画の時価については、外務省として、確定的にお答えすることは困難である。御指摘の絵画は、大使館の大使公邸に掲示されている。

三について

金屏風は、一般に、在外公館の公邸等において各種行事を行う際、出席者を際立たせることにより、行事を効果的に進行させる目的で使用されることが多い。御指摘の金屏風の購入価格は、購入の経緯が分かる文書の保存期限が過ぎているため、お答えすることは困難である。

四について

大使館に配置されている美術品は、齋藤泰雄ロシア連邦駐劄特命全權大使の責任の下、適正に保管がされている。

平成十九年二月五日提出
質 問 第四〇号

アイヌ民族の先住民族としての権利に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

アイヌ民族の先住民族としての権利に関する再質問主意書

前回答弁書(内閣衆質一六六第二号)を踏まえ、追加質問する。

一 先住民族が享有する権利について、国際条約でいかなる内容が定められているか。

二 国際的にアイヌ民族は日本の先住民族であるとの見方が定着していると思料するが、外務省の認識如何。

三 十九世紀に日露間の国境が画定される過程で、占守島に在住するアイヌ民族に対して日本政府がとった対応を明らかにするとともに、かかる対応が適切であったかについての見解を明らかにされたい。

四 アイヌ民族の先住民族としての権利を確立すべきと考え、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第四〇号
平成十九年二月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族の先住民族としての権利に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族の先住民族としての権利に関する再質問に対する答弁書

一について

「先住民族」については、衆議院議員鈴木宗男君提出アイヌ民族の先住権に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月十一日内閣衆質一六三第七号。以下「答弁書」という。）で述べたとおり、国際的に確立した定義がなく、お尋ねの「先住民族が享有する権利」が具体的にどのようなものであるかについて、結論を下すことができない状況にはない。

二及び四について

お尋ねについては、答弁書の1について並びに4及び6について述べたとおり、アイヌの人々が「先住民族」であるか、また、「先住民族」の権利が具体的にどのようなものであるかについては、結論を下すことができる状況にはない。

三について

外務省において調査した範囲では、お尋ねの「対応」について確認することはできなかった。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

政治倫理の確立及び
公職選挙法改正に関
する特別委員長 今井 宏

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四百四十二条第一項中「及び」を「並びに」に、
「第二号まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」に改め、同項第三号中「通常集書 三万五千枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラ 十萬枚」を加え、「その一」を、「その二」に改め、「加えた数」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラ 一万五千枚を十萬枚に加えた数（その数が三十萬枚を超える場合には、三十萬枚）を加え、同項第五号中「長の選挙の場合には」を「長の選挙の場合には、」に改め、「三万五千枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラ 七萬枚を加え、議員の選挙の場合には」を「議員の選挙の場合には、」に改め、同項第六号中「長の選挙の場合には」を「長の選挙の場合には、」に改め、「八千枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラ 一万六千枚」を加え、「議員の選挙の場合には」を「議員の選挙の場合には、」に改め、同項第七号中「長の選挙の場合には」を「長の選挙の場合には、」に改め、「二千五百枚」の下に、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラ 五千枚」を加え、「議員の選挙の場合には」を「議員の選挙の場合には、」に改め、同条第六項中「第二号まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第七項中「第二号まで及び」を「第三号まで及び第五号から第七号まで並びに」に改め、同条第八項中「第二号まで」を「第三号まで及び第五号から第七号まで」に改め、同条第九項中「第二号まで、第二項並びに」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。
11 都道府県知事の選挙については都道府県は、市長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号、第五号及び第六号のピラの作成について、無料とすることができる。
第二百六十四条第三項中「使用に要する費用」の下に、「第四百四十二条第十一項の規定によるピラの作成に要する費用」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年三月二十二日から施行する。

（適用区分）

第二条 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の長の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された地方公共団体の長の選挙については、なお従前の例による。

理 由

地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのピラを頒布することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 一〇円	本号一部 一五円